



七 飯 町

議会だより

No. 197
平成29年5月

第1回 定例会

平成29年度一般会計、各特別会計予算を可決 一般会計総額12,400,000千円 ＝平成29年度予算審査特別委員会で審議＝

平成29年第1回定例会は、3月2日に招集され、会期を22日までの21日間と決め開催されました。
平成29年度の町政執行について町長の施政方針、教育長の教育行政方針を述べた後、議案29件、報告1件の合計

30件を審議しました。

6人の議員の一般質問後、各特別委員会、各常任委員会より報告書の提出があり(下記参照)、議員提出の意見書等3件を審議し、原案どおり可決されました。

審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他	
議	◎	平成28年議案第80号	七飯町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について	経済産業常任委員会報告 ※詳細については26ページをご覧ください。	
		平成28年議案第81号	七飯町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	経済産業常任委員会報告 ※詳細については26ページをご覧ください。	
		平成28年議案第82号	水道事業統合等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	経済産業常任委員会報告 <修正報告> ※詳細については27ページをご覧ください。	
		付託議案第28号	七飯町道の駅設置及び管理に関する条例の制定について	経済産業常任委員会へ付託	
	◎	議案第8号	七飯町特定個人情報保護条例及び七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について		
		議案第9号	七飯町税条例の一部改正について		
		議案第10号	七飯町国民健康保険税条例の一部改正について	平成29年度予算審査特別委員会報告 ※詳細については45ページをご覧ください。	
		議案第11号	七飯町学童保育クラブ条例の一部改正について		
		議案第12号	七飯町火葬場設置条例の一部改正について	平成29年度予算審査特別委員会報告 ※詳細については46ページをご覧ください。	
		議案第13号	七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について		
		議案第14号	七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
		議案第15号	七飯町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について		
	◎	議案第16号	空き地の環境保全に関する条例の一部改正について	平成29年度予算審査特別委員会報告 ※詳細については47ページをご覧ください。	
		○	議案第1号	平成29年度七飯町一般会計予算	平成29年度予算審査特別委員会報告 ※詳細については47ページをご覧ください。
			議案第2号	平成29年度七飯町国民健康保険特別会計予算	
			議案第3号	平成29年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第4号			平成29年度七飯町介護保険特別会計予算		
議案第5号			平成29年度七飯町下水道事業特別会計予算		
議案第6号			平成29年度土地造成事業特別会計予算		
議案第7号	平成29年度水道事業会計予算				
◎	議案第20号	平成28年度七飯町一般会計補正予算(第12号)			
	議案第21号	平成28年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)			
	議案第22号	平成28年後七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)			
	議案第23号	平成28年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第4号)			
	議案第24号	平成28年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)			
	議案第25号	平成28年度七飯町水道事業会計補正予算(第4号)			
	議案第29号	平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)			
	議案第17号	道の駅外構施設工事請負契約について			
◎	議案第18号	冬トピア団地88棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について			
	議案第19号	冬トピア団地88棟長寿命化改修給排水設備工事請負契約について			
	議案第26号	町道路線の認定について			
	議案第27号	町道路線の廃止について			
	報告	報告第1号	平成29年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について		
発議案	◎	発議案第1号	特別委員会設置に関する決議		
		発議案第2号	特別委員会設置に関する決議		
		発議案第3号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書		
報告済	報告済		総務財政常任委員会報告・民生文教常任委員会報告	※詳細については29・30ページをご覧ください。	
	報告済		北海道新幹線等の利活用・地方創生対策に関する調査特別委員会報告	※詳細については32ページをご覧ください。	
	報告済		防災・災害対策に関する調査特別委員会報告	※詳細については41ページをご覧ください。	
	報告済		出納検査報告・定期監査報告・行政監査報告		
	選任		常任委員の選任・議会運営委員会委員の選任		
承認		閉会中の委員会活動の承認について			

◎=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

主な内容

- ◇審議して決まったこと…………… P.21
- ◇一般質問…………… P.23
- ◇議案審査の結果報告…………… P.26
- ◇常任委員会活動報告(総務財政)…………… P.29
- ◇常任委員会活動報告(民生文教)…………… P.30
- ◇特別委員会報告(北海道新幹線等)…………… P.32
- ◇特別委員会報告(防災・災害)…………… P.41
- ◇特別委員会報告(予算審査)…………… P.45
- ◇監査報告…………… P.49
- ◇出席状況一覧表…………… P.51

減らそうぶろい

平成29年第1回定例会

審議して決まったこと

条例制定

◆七飯町農業委員会の委員の定数に関する条例

七飯町農業委員会の委員の定数に関する条例については、経済産業常任委員会より、その審査結果の報告書が提出され、全員一致で原案可決した。

◆七飯町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

七飯町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例については、経済産業常任委員会より、その審査結果の報告書が提出され、全員一致で原案可決した。

◆水道事業統合等に伴う関係条例の整備に関する条例

水道事業統合等に伴う関係条例の整備に関する条例については、経済産業常任委員会より修正可決の報告書が提出され、全員一致で修正可決した。

◆七飯町道の駅設置及び管理に関する条例

道の駅設置に伴う「七飯町道の駅設置及び管理に関する条例」の制定については、経済産業常任委員会に付託し、慎重を期すため閉会中の継続審査とした。

◆七飯町特定個人情報保護条例及び七飯町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人情報情報の提供に関する条例の一部改正

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報連携のほか、条例で定める独自利用事務の情報連携を規定することによる条の繰り下げ及び独自利用事務の情報連携を定義することによる条の繰り下げ等を行う修正。

◆七飯町道の駅設置及び管

平成29年4月1日施行

◆七飯町税条例の一部改正

地方税法及び同法施行令の一部改正と特定非営利活動促進法の一部改正に伴う改正。

◆七飯町国民健康保険税条例の一部改正

七飯町国民健康保険税条例の一部改正については、平成29年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果の報告書が提出され、全員一致で原案可決した。

◆七飯町学童保育クラブ条例の一部改正

利用者の増加に伴い、沼つきクラブの定員を変更する改正。

◆七飯町火葬場設置条例の一部改正

七飯町火葬場設置条例の一部改正については、平成29年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果の報告書が提出され、全員一致で原案可決した。

◆七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正

世帯員の収入金額の合計額が生活保護基準相当額以下等である者に対する介護保険料の軽減措置を平成29

◆七飯町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

介護保険法の改正に伴い小規模な通所介護施設（利用定員18人以下）が地域密着型通所介護事業所となり、市町村へ指定・指導の権限が移譲されたことから、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく改正。

◆七飯町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員に更新研修が義務付けられたための改正。

◆空き地の環境保全に関する条例の一部改正

空き地の環境保全に関する条例の一部改正については、平成29年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果の報告書が提出され、全員一致で原案可決した。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第12号)

臨時福祉給付金事業、子ども・子育て支援給付事業費、農道等災害復旧事業等、歳入歳出それぞれ4億1千240万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を134億4千900万円とした。

◆平成28年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

高齢者支学金等、介護納付金等、歳入歳出それぞれ6千105万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億5千470万7千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

平成29年度予算

平成29年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計予算は「平成29年度予算審査特別委員会」に審議を付託し、その審査結果の報告書が定例会最終日に提出され、一般会計は賛成多数で可決し、特別会計及び水道事業会計は全員一致で可決した。

補正予算

8千761万4千円とした。

◆平成28年度七飯町介護特別会計補正予算(第4号)

介護予防サービス給付費等、歳入歳出それぞれ669万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億4千538万2千円とした。

◆平成28年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

下水道事業債償還費(元金)等、歳入歳出それぞれ2千207万円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億7千205万1千円とした。

◆平成28年度七飯町水道事業会計補正予算(第4号)

収益的収支を1千578万2千円追加し総額を5億178万2千円に、収益的支出を1千354万8千円減額し総額を4億7千149万1千円とした。また資本的収入を6千859万円減額し、総額を1億2千74万7千円に、資本的支出を5千719万1千円減額し総額を2億9千327万円とした。

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第12号)

臨時福祉給付金事業、子ども・子育て支援給付事業費、農道等災害復旧事業等、歳入歳出それぞれ4億1千240万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を134億4千900万円とした。

◆平成28年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

高齢者支学金等、介護納付金等、歳入歳出それぞれ6千105万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億5千470万7千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

◆平成28年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

下水道事業債償還費(元金)等、歳入歳出それぞれ2千207万円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億7千205万1千円とした。

◆平成28年度七飯町水道事業会計補正予算(第4号)

収益的収支を1千578万2千円追加し総額を5億178万2千円に、収益的支出を1千354万8千円減額し総額を4億7千149万1千円とした。また資本的収入を6千859万円減額し、総額を1億2千74万7千円に、資本的支出を5千719万1千円減額し総額を2億9千327万円とした。

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第12号)

臨時福祉給付金事業、子ども・子育て支援給付事業費、農道等災害復旧事業等、歳入歳出それぞれ4億1千240万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を134億4千900万円とした。

◆平成28年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

高齢者支学金等、介護納付金等、歳入歳出それぞれ6千105万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億5千470万7千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

◆平成28年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

下水道事業債償還費(元金)等、歳入歳出それぞれ2千207万円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億7千205万1千円とした。

◆平成28年度七飯町水道事業会計補正予算(第4号)

収益的収支を1千578万2千円追加し総額を5億178万2千円に、収益的支出を1千354万8千円減額し総額を4億7千149万1千円とした。また資本的収入を6千859万円減額し、総額を1億2千74万7千円に、資本的支出を5千719万1千円減額し総額を2億9千327万円とした。

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第12号)

臨時福祉給付金事業、子ども・子育て支援給付事業費、農道等災害復旧事業等、歳入歳出それぞれ4億1千240万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を134億4千900万円とした。

◆平成28年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

高齢者支学金等、介護納付金等、歳入歳出それぞれ6千105万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億5千470万7千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

◆平成28年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

下水道事業債償還費(元金)等、歳入歳出それぞれ2千207万円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億7千205万1千円とした。

◆平成28年度七飯町水道事業会計補正予算(第4号)

収益的収支を1千578万2千円追加し総額を5億178万2千円に、収益的支出を1千354万8千円減額し総額を4億7千149万1千円とした。また資本的収入を6千859万円減額し、総額を1億2千74万7千円に、資本的支出を5千719万1千円減額し総額を2億9千327万円とした。

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第12号)

臨時福祉給付金事業、子ども・子育て支援給付事業費、農道等災害復旧事業等、歳入歳出それぞれ4億1千240万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を134億4千900万円とした。

◆平成28年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

高齢者支学金等、介護納付金等、歳入歳出それぞれ6千105万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億5千470万7千円とした。

◆平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

賦課徴収費等、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第13号)

校舎等営繕費、歳入歳出にそれぞれ2千31万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6千931万5千円とした。

報告

◆平成29年度一般財団法人
北海道大沼国際交流協会事
業計画及び予算の提出につ
いて

その他

◆道の駅外構施設工事請負
契約

▽契約の方法

地域限定型一般競争入札

▽契約金額

135,648,000円

▽契約の相手方

亀田郡七飯町字桜町35番
地

株式会社 相互建設

代表取締役 大竹キヨエ

◆冬トピア団地88棟長寿命
化改修建築主体工事請負契
約

▽契約の方法

地域限定型一般競争入札

▽契約金額

187,380,000円

▽契約の相手方

鈴木・カワマタ・松栄特
定建設工事共同企業体

◆冬トピア団地88棟長寿命
化改修給排水設備工事請負
契約

▽契約の方法

地域限定型一般競争入札

▽契約金額

58,644,000円

◆冬トピア団地88棟長寿命
化改修給排水設備工事請負
契約

▽契約の方法

地域限定型一般競争入札

▽契約金額

58,644,000円

▽契約の相手方

昭栄・東栄特定建設工事
共同企業体

◆町道路線の認定

町道昇格により2路線、
総延長155.9mを認定。

◆町道路線の廃止

縦貫自動車道整備により
1路線、総延長169.2mを廃
止。

発議案

議員提出議案として決議
2件、意見書1件を全員一
致で可決し、意見書につい
ては要望事項として各関係
者に送付した。

【意見書】

◎地方議会議員の厚生年金
制度への加入を求める意見
書

その他

◆常任委員の選任

◆議会運営委員の選任

◆閉会中の委員会活動の承
認

委員会構成が 変わりました

常任委員会

◎総務財政常任委員会

委員長 青山金助

副委員長 池田誠悦

委員 中島勝也

委員 長谷川生人

委員 坂本繁彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

委員 坂田邦彦

特別委員会

◎北海道新幹線等の利活
用・地方創生対策に関する
調査特別委員会

委員長 畑中静一

副委員長 川上弘一

委員 横田有樹

委員 川村主税

委員 平松俊一

委員 佐野史人

委員 池田誠悦

委員 田村悦郎

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

委員 神崎和枝

減らそうるロケ！



議会事務局からのお願い

議長あての文書は直接議会事務局へ送付して下さい。

議長あての文書や案内状は、日程の調整を
する必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

◇送り先 七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長 あて
◇電話 65-5947(直通)

表彰

町村議会議長として地方自治の振興発展に寄与し、
その功績が認められ、表彰されました。

※全国町村議会議長会表彰

【議長7年以上】 坂田邦彦 議長

一般質問の原稿
は、質問者が要約し
て掲載しています。

第1回定例会の
会議録は、5月下旬
以降に議会事務局
で閲覧することが
できます。



Q 公共用地の取得及び利用について

A 一日も早く所有権移転できるように最大限の努力をしたい

平松 俊一 議員

現在施工中の「道の駅」の借地契約について昨年12月定例会において質問し、税務署、札幌国税、函館開発建設部に確認し収用事業の対象にならないということからやむを得ず借地とした。」と答弁があった。

私が札幌国税に聞いたところ「収用事業に該当するとかしないとかということ国税として答えることは考えられない。」と回答があった。国の方針は公共用地の取得は任意取得を原則としつつも、公共用地交渉が妥結に至らない場合は一般的には土地収用法に基づき強制取得の手続きに移行すると答えている。

車両センター用地は最終年まで、もし借地を続けたとすれば4000万円近くを払った上に、今後買収時には新たに購入費用がかかる。横津水源からの水道導水管が1km程の民有地に埋設されているが、何度か地権者が変わっている現状もある。公共事業用地であれば、民地ではなく公共の用地とすべきではないのか。借地とすることは経済的

にも、所有権の面でもリスクが大きいと考えられるし、今後の用地取得事業に影響を与えかねないので町の対応を伺いたい。

【経済部長】

土地収用法という法律があることは十分承知している。地元の方が土地を町のために賛成して協力してくれると言っている中で、収用法を適用して、強制執行することが事業としていいのか、悪いのかを判断した。借地契約を継続できないということになれば、そのときに違う方法を考えるしかない。そのリスクは当然持つて借地をしている。

【再質問】

法律事務所に通道の駅のような駐車場、公衆便所は土地収用法の条文に該当するのかわかるところ、解釈は間違っていないと答えをいただいた。法律の専門家に相談はしないのか。

【副町長】

20年の借地契約を既に契約しているので、弁護士との相談は無理だと考えてい

る。今後は契約期間中であつても早目に購入できるように努力したい。

【再々質問】

借地契約では借地料金と最終的に土地を購入する代金が二重に掛かり、地権者が変わるリスクも現実が発生している。道の駅に関する借地契約について、町長はどの様に考えているのか。

【町長】

副町長の答弁のとおり一日も早く所有権移転できるように、最大限の努力をしたい。

町道に個人名義の用地があることについて。

【土木課長】

町道総延長約298kmの内約9kmが該当しており、随時対処・確定して行く。

その他「平成29年度七飯町施政方針」について質問している。

Q 平成29年度の最重要政策は何か

A 道の駅を整備し、交流人口の拡大により活気と賑わいの町を目指していきたい

畑中 静一 議員

平成29年度七飯町施政方針について伺いたい。

- ①何が重点政策なのか
②財政運営では、年々経常収支比率が上昇し余裕のない財政状況であるが、新年度予算14億円に対する公債費の状況について
③平成28年度の道南市町村の人口移動報告の中で、唯一七飯町は138人の転入超過となったが、これは一過性のものであるかと思う。真の人口増、出生率の向上に繋がる施策について
④「行政機構の簡素化・効率化をはじめ行政改革を図りながら」とあるが、「簡素化」は何を指して、何がどうなるのか、また「効率化」とあるが何をどう「効率化」するのか、このことが町民に与える影響について
⑤「住みたいまち・住み続けたいまち」七飯町は日々進化しているものと思ふが、「町民と行政の協働により、それぞれの役割を補完し合う」とにより、「実際に近づけるものと確信」と結んでいるが、この方策について

【政策推進課長】

- ①基幹産業である農林水産業、商業、鉱工業、観光、今あるものを磨き上げることや新たな企業の誘致にも力を入れ雇用を守る、創りだす事を重点に活気と賑わいの町を目指していきたい。そのため峠下地域に平成29年度末オーブン予定の「道の駅」をしつかりと整備していきたい。特に雇用拡大による定住人口の促進と観光客の増加等による交流人口の拡大による、町づくりを重点政策と考えている。

【総務財政課長】

- ②平成29年度当初予算に計上している公債費の額は10億5千742万円、歳出予算総額の8.5%となっております。扶助費も増えているのは確かですが、これらは制度的な見直しも必要と考えており、新年度中に検討を担当課にお願いしている。

【子育て支援課長】

- ③子育て支援センターで実施している相談、助言、情報提供や保育所等の延長保育や一時預かり、病児保育等の継続、また新たに小規模保育、更に18歳までの医療費無料化や保育所等の費用負担の軽減等、若い子育て世代が安心して住み続けていける環境を整えていくことが少子化対策へと繋がっていくものと考えている。

【総務財政課長】

- ④必要最小限の職員数であり無駄がないように作業を進めるための組織機構へ再編を図ることであり、行政の経営健全と行政サービス、自主・自立によるまちづくりの成長を両立し、好循環による町民の満足度向上に繋がるものと考えている。具体的には政策推進課新幹線対策係を廃止し5係から4係に見直しを考えている。

【政策推進課長】

- ⑤町内会連合会や各町内会また各種サークルやNPOなど町内で活躍されている町民一人一人の協力により成り立っていると考えている。町民と行政の協働が将来に渡っても継続されるよう努めてまいります。

Q 七飯町内の小中学校における不登校の実態と対策は

A 不登校は町全体の問題ととらえ校長会全体として組織的に取り組む

田村 敏 郎 議員

平成29年度教育行政方針では、不登校対策等については七飯町適応指導教室「レインボー」の活用を図りますとあるが、不登校の実態はどうなっているのかまた対策はどうしているのか伺いたい。

【学校教育課長】

不登校の人数は、平成29年2月17日現在で28名となつている。この調査の対象要件は現在までに継続し、または累積で30日以上欠席、又は連続して7日以上欠席のある児童生徒の数です。

不登校の対策としては、学級担任の訪問で本人と面談、保護者との話し合いや校内の対策委員会的なものを中心に組織的に学校で取り組んでいます。子供の状況に応じて別教室で授業を行うなど少しずつ通学できるように促している。それでも登校が難しい場合は、七飯町適応指導教室「レインボー」を紹介し登校に向けた意欲を促している。

「レインボー」は、大中山コモンで開催して、教員経

験者1名が対応し、平成29年1月末現在で10日開設して、利用延べ人数は86人となつている。

【再質問】

過去5年間の不登校の人数について、小・中学校別の内訳、また「レインボー」から学校に何人復帰できて

【学校教育課長】

平成27年度は16名、平成26年度は13名、平成25年度は17名、平成24年度は10名、平成23年度は18名です。

【再質問】

「レインボー」からの復帰は1名です。

【再々質問】

2月で28名の対象者がいるが、教育委員会、学校、保護者の3者で復帰に向けた対応策はどのように行い、1名しか復帰できない原因は何か。最大何日欠席しているのか。

【学校教育課長】

不登校の原因はさまざま理由が重なっており、わからない部分もある。先生は家庭訪問をして話をします

し、保護者にも説明をして登校できるようにしている。

【教育次長】

今年度累積で28名となつているが、その内7名は復帰している。100日を超えている児童もいる。

【再々々質問】

21名の子供が復学できないで苦しんでいる。教育委員会は第2次七飯町教育振興基本計画に示す「行きたい学校」「通わせたい学校」を目指すならば、不登校にならない学校の環境作りが必要ではないのか。

【教育長】

教育委員会には2名の指導主事があり直接勉強を教え高校進学に向け努力をしている状況もある。新年度から不登校を校長会全体としてサポートし教育委員会も含め組織的に取組みたい。

その他、「平成29年度七飯町施政方針について」質問

Q 不審者に対する取り組みについて

A 保護者が不安を抱かないよう教育委員会としてリーダーシップをとっていきたい

川村 主 税 議員

毎年のように、下校時の児童生徒に対しての不審者が現れており、特に昨年は毎月のように不審者（声かけ、付きまとい事案等）が現れ、12月だけで5件となつております。今のところ、重大事件になっておりませんが、倉敷市の誘拐監禁事件、神戸市での誘拐殺人事件のような犯罪を未然に防げるように、学校、地域、警察が連携を密にしていくことが、今必要でないかと考えます。

【再々々質問】

子どもの命と安全を守ることを一番に考え、不審者情報だけではなく、不審者対策の有効な手段、不審者が現れないような、啓発活動を含めた町の取り組みについて伺いたい。

①過去5年間の児童に対しての不審者被害件数について（小学校、中学校別）

②学校の取り組みについて

③近隣市町と情報交換等を含めた取り組みについて

④現在、関係機関（町内会、警察等）との協議会またはサポート事業的なものはあるのか

【学校教育課長】

平成24年度は小学生4件、中学生は6件、平成25年度は小学生2件、中学生は1件、平成26年度は小学生3件、中学生は1件、平成27年度は小学生7件、中学生は0件、平成28年度は現在のところ小学生13件、中学生10件です。

②警察の指導の下、不審者に対応するための訓練や防犯教室の実施、地域の巡視などを行っており、不審者情報があつた際は、保護者への連絡、不審者情報メールの一斉配信、教職員の引率による集団下校、校区内の巡視、警察へのパトロール依頼等を行っている。

③現在のところ、他町との連携はないが、今後情報交換に努め、有効手段があれば、取り入れていきたい。

④大中山地域で子どもたちの安全安心まちづくり連絡協議会があり、各町内会等が参加し、子どもたちの安全安心について、情報交換等を行っている。その他に小学校1年生へ防犯ブザーの提供、子ども110当番の家の協力を依頼などしている。

【教育長】

家庭、地域、学校、教育委員会がそれぞれ意識をして子どもたちの安全を守ることが大事であり、地域ぐるみで子どもたちを意識することが、一番の抑止力だと思われ。町として、みんなが活動しているような状況を作ることが大切と考える。

【再質問】

現在、大中山地域に協議会はあるが、本町地区、大沼地区に不審者を防ぐ手段の一つとしてスクールガードを設ける考えはないか。

【再々質問】

不審者が出ないような地域ぐるみの対策について

【教育長】

北海道教育委員会でも防犯事業を行っており、地域で見守る事業があれば検討し取り入れていきたい。

その他「学校の防犯対策」、「個人番号カード（マイナンバー制度）の状況」について質問している。

減らすべく努力！

増やそう資源!

Q 平成29年度の最重点的な取り組みは何か

A 地域の活性化を図り企業誘致による新たな雇用を創出し人口減少の抑止に努める

中島 勝也 議員

平成29年度施政方針について次の点を伺いたい。

- ①「住みたいまち、住み続けたいまち、七飯町」を掲げ12年目となり任期最終年の達成度について
- ②河川について平成28年度と同様となっており、現在の進捗状況について
- ③住宅、市街地の整備について空き家空き地対策の目標について
- ④地域福祉について継続事業と捉えているのか
- ⑤消費者対策についてプレミアム商品券の発行やふるさと納税等具体的の方針を示していないことについて
- ⑥道の駅について、施政方針では具体性がなく方針を示していない。町民に周知すべきではないのか
- ⑦「むすび」について、施政方針は町長の考えの全てであり町民に重要事項をアピールするものであると考える。最重点的な取り組み方針は何なのか

【町長】①61項目中実施済、実施中のものが57項目93.4%。未実施のものが4項目6%となり、未実施のものは今後

も進めていきたい。

【土木課長】

- ②毎年事業が実施されており、整備促進のため毎年要望している。

【都市住宅課長】

- ③空き家空き地バンク制度の周知を図り、移住定住の促進、町の景観、治安の維持に努める。

【民生部長】

- ④社会福祉協議会や民生児童委員等と連携し引き続き実施していく。

【商工観光課長】

- ⑤プレミアム付商品券について消費者の関心が薄れ、販売のあり方等に改善が必要である。プレミアム付商品券については休止する。
- ⑥HP、広報を通じて情報発信に努め周知を図りたい。

【副町長】

- ⑦町政運営に対する基本的な考え方や主要な施策を述べたもので、基本的な姿勢のまとめと位置付けている。

Q 平成29年度の七飯町教育行政について伺いたい。

- ①町歌を小中学校教育に取り入れることについて
- ②スキー学習を七重、大中山小学校に組み入れることについて
- ③文化センターは築20年経過しており、計画的に整備する考えについて
- ④スポーツ振興課は独立2年目を迎え、更なるスポーツ振興対策の充実について

【学校教育課長】

- ①授業に取り入れることは可能であり、検討を進めていきたい。
- ②児童や保護者の意向を確認し、検討していきたい。

【生涯教育課長】

- ③平成29年度大ホール音響設備や吊り物等の維持向上を図っていきたい。

【スポーツ振興課長】

- ④子どもたちのスポーツ離れ防止や体力向上を目指すためのきっかけづくりの教室、中高年の健康増進のための教室を関係団体と協議をして進めていきたい。

Q 第4次総合計画でやり残した事業や住民要求より優先して道の駅建設を進めるのはなぜか

A 事業の優先順位などを十分考慮したうえで進めている

上野 武彦 議員

七飯町は、平成28年3月に「七飯町の駅基本計画」を策定し、建設計画を進めているが、この計画には多くの問題点が指摘され、平成28年3月の定例会では、数名の議員が反対を表明している。また住民の中から

も住民への周知徹底、説明不足が指摘され、現在では建設の一時凍結、規模の縮小などを求める署名運動が取り組まれてきている。この道の駅建設計画は、そもそも七飯町の第4次七飯町総合計画にもなかった事業で、安倍政権が景気低迷対策の一つとして、全国に道の駅建設の促進を図る取り組みが行われ、北海道では重点道の駅候補として6か所での建設が進められ、その後第5次七飯町総合計画に盛り込まれた事業である。

七飯町町内会連合会から町立図書館、温水プール、スポーツセンター、地域センターなどの建設の要望書が挙げられてきたが、それらに優先して道の駅建設を進めるのはなぜか伺いたい。

【町長】

道の駅建設に取り組んだのは、国土交通省から道の駅の話があり①大変有利な財政支援があると聞いたこと②北海道縦貫自動車道の大沼トンネルの着工の目途がつきそうだと聞き、トンネル完成の呼び水として考えたこと③北海道新幹線開業に際して、アンケートの結果、多くの観光客がレンタカーを利用することが考えられており、その際2.5kmの峠下の位置に道の駅を造ってほしいとの考えからです。反対署名は1557名いただきましたが「天地」の訂正版を読んだ方なのでしようか。そこが非常に疑問です。最初に出した木古内は3億円できていて、七飯町は12億円と非常に強調されすぎたんでないでしょうか。昨年12月に答弁の中で木古内は9億円かかっていると申し上げている。しかし1557名の署名は非常に重い署名と受け止めている。計画の見直しの話もあつたが、特別委員会ですべての見直しはしませんと答弁させていただいた。

【都市住宅課長】

町民要求として図書館等の要望がありますが、事業の優先順位など十分に考慮して検討を進めていく。

【町長】

町内会連合会には話をさせていたが理解をいただいていると認識している。



その他「マイナンバー制度導入に関する運用範囲とセキユリティ対策」、「七飯町の合計特殊出生率の問題」について質問している。

議案審査の結果報告

平成28年12月15日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する

経済産業

1. 事件名

平成28年議案第80号七飯町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

2. 審査の経過

平成28年12月20日、平成29年1月24日、31日、2月22日の4日間、委員会を開催し、経済部長、農林水産課長、農業委員会事務局長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定 原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された平成28年議案第80号七飯町農業委員会の委員の定数に関する条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正に伴い、農業委員会の委員の定数を制定するため全部改正をするものである。

法の改正趣旨は、担い手

法第9条第1項の規定に基づき、1. 地区からの推薦、2. 農業者が組織する団体等からの推薦、3. 一般募集の方法で選任をしていくことになっている。

改正後の農業委員の選出方法は、公選制を廃止し市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められ、その際、農業委員の過半数は原則として認定農業者でなければならないとされている。

また、七飯町農業委員会の委員の選任に関する規則では、農業委員を選任するための手続等について、推薦及び募集、推薦及び募集の資格、推薦手続等、募集手続等、推薦及び募集の期間等、候補者の評価、委員の選任、委員の補充について定めることとしている。

候補者の評価については、七飯町農業委員候補者評価委員会を要綱で定め、町長の求めにより、農業委員候補者の評価を行い、町長へ報告することとしている。

評価基準については、1. 認定農業者該当要件（農業者）、2. 利害関係を有しない者の登用（一般）、3. 年齢・性別要件（農業者・一般）、4. 地域等での信頼性（農業

者）、5. 実績評価（農業者・一般）、6. 農業委員としての職務適正を評価（農業者・一般）の6項目についてポイントを付し、評価を行うこととしている。

農業委員会制度改正に伴う農業委員選任説明会を、1月11日、12日の2日間に文化センター、大中山コモン、藤城公民館、大沼多目的会館の4会場で開催し、34名の参加者に説明を行った。また、説明会に参加できなかった農業者には1月31日付けで説明会資料を送付し周知が図られている。

説明会に参加された方からの意見は、農業委員及び推進委員の適正な配置について強く要望があったことが報告された。

条例附則の経過措置において現農業委員の在任する間は、従前の例により前条例による委員の定数とし、併せて七飯町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例は廃止することとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、政令で定める基準により農業委員の定数を定めるものであり、農業者への説明を行い周知を図っている

経済産業

1. 事件名

平成28年議案第81号七飯町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

2. 審査の経過

平成28年12月20日、平成29年1月24日、31日、2月22日の4日間、委員会を開催し、経済部長、農林水産課長、農業委員会事務局長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定 原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された平成28年議案第81号七飯町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正に伴い、新設された農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を制定しようとするものである。

法の改正趣旨は、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進

であり、農業委員の他に新たに農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有している者のうちから、推進委員を農業委員会が委嘱しなければならないとされている。

推進委員の活動は、担当地区において農業委員と連携し、1. 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進、2. 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進、3. 遊休農地の発生防止・解消を推進といった現場活動を行うとしている。

推進委員の設置基準が法施行令第7条に規定する遊休農地率1%未満、かつ、担い手集積率70%以上となっており、当町は遊休農地82.37%、担い手集積率85.3%となっていることから、遊休農地率を満たしておらず、推進委員が必要となっている。推進委員の定数の基準は、法施行令第8条により農地面積のヘクタール数を百で除して得た数以下となっており、当町の場合3,000ヘクタールの耕作面積があることから、上限は30人までとなる。しかし、当町の農地利用

増やそう資源!

の最適化状況を考え、農業委員と合わせ1人あたり150ヘクタール程度は十分管理できる面積と農業委員会は判断し、それを基に推進委員の定数を6人とし、(表1)のとおり地区割をして募集をすることとしている。

〈表1〉地区別の推進委員募集人数

地区名	地区の詳細	募集人数
大中山地区	大中山・大川・中野・中島・豊田	2人
七飯地区	本町・桜町・鳴川・鳴川町・緑町・飯田町・鶴野	1人
藤城・峠下地区	上藤城・藤城・峠下・仁山	1人
大沼地区	大沼町・上軍川・軍川・東大沼・西大沼	2人

七飯町農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する要綱では、推進委員の推薦及び公募並びに選任の手続等について、推薦及び募集、担当地域及び募集人数、推薦及び募集の資格、推薦及び公募の周知、推薦手続き等、応募手続き等、推薦及び募集の期間等、候補者の選考、推進委員の選任、委嘱、補充について定めることとしている。

候補者の選考については、七飯町農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱を定め、農業委員会の求めにより、推進委員候補者の選考を行い、農業委員会へ報告することとしている。

選考基準については、1. 年齢要件、2. 地域等での信頼性、3. 実績評価、4. 推進委員としての職務適正を評価の4項目としてポイントを付し、選考を行うこととしている。

農業委員会制度改正に伴う農業委員選任説明会を、1月11日、12日の2日間に文化センター、大中山コモン、藤城公民館、大沼多目的会館の4会場で開催し、34名の参加者に説明を行った。また、説明会に参加で

きなかつた農業者には1月31日付けで説明会資料を送付し周知が図られている。説明会に参加された方からの意見は、農業委員及び推進委員の適正な配置について強く要望があったことが報告された。

条例附則において七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、推進委員の報酬は活動時間から農業委員の概ね75%とし、年額259,000円とするものとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、政令で定める基準と農業委員会の判断により管理できる面積から得た推進委員の定数を定めるものであり、農業者への説明を行い周知を図っていることから、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

経済産業

1. 事件名

平成28年議案第82号水道事業統合等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2. 審査の経過

平成28年12月15日、平成

29年1月31日、2月14日、22日の4日間、委員会を開催し、経済部長、水道課長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決定 修正可決

(3) 理由 由 当委員会に付託された水道事業統合等に伴う関係条例の整備に関する条例(以下「整備条例」という。)は、平成22年3月に厚生労働省へ提出した簡易水道事業統合計画に基づき、平成28年度末を期限に簡易水道事業を廃止し、上水道事業へ統合する七飯町水道事業変更認可に従い、水道事業の設

大沼配水区	一般用	13mm	8㎡まで 1,150円	8㎡を超える 1㎡につき 110円
		20mm	8㎡まで 1,300円	
		25mm	8㎡まで 2,400円	
		40mm	5,300円	1㎡につき 110円
		50mm	9,000円	
		75mm	19,000円	

置条例である七飯町水道事業の設置等に関する条例(以下「設置条例」という。)及び水道料金等の給水規程を定めている七飯町水道事業条例(以下「事業条例」という。)を変更認可の内容に沿って一部改正をしようとするもので、この事業統合により配水区ごとに異なっていた水道料金を統一することから、負担の公平性の原則に基づき下水道使用料についても、同じく町内同一料金に合わせることを、また、経営健全化の一環として給水装置工事に係る手数料についても見直しを行うことから、七飯町公共下水道条例(以下「下水道条例」という。)並びに事業条例についても併せて、一部改正をしようとするものである。整備条例の第1条には、設置条例の一部改正を規定し、事業統合に伴う事業の変更については、藤城簡易水道事業及び大沼簡易水道事業の名称を削除し七飯町水道事業へ統合、給水区域の変更については、上水、簡水の区域を上水に統合するものとしている。また、計画給水人口を27,990人から28,000人に改め、1日最大給水量を12,1

18 m³/日から11, 410 m³/日に改めるとしている。

整備条例第2条には、事業統合に伴う事業条例の一部改正を規定し、事業条例の題名を七飯町水道事業給水条例に改め、題名の次に目次を加えて章立ての条例とするとしている。

事業条例第2条に規定する事業の種類（七飯上水道事業、藤城簡易水道事業、大沼簡易水道事業）は、事業統合により規定する必要がなくなるため廃止をするとしている。

事業条例第26条に規定する料金は、別表第1を改正し、水道法第14条第2項第4号の規定（特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと。）及び負担の公平性の観点から、最長2年半の経過措置を設け段階的に料金改定をして、七飯上水道の料金との統一を行うとしている。附則に規定されている経過措置については、大沼簡易水道配水区を平成29年10月1日に料金統合をし、軍川第1配水区及び軍川第2配水区については、平成29年10月1日、平成30年10月1日、平成31年10月1日の

3段階に分けて統一をするとしている。

事業条例第32条に規定する手数料は、給水装置工事に係る手数料の設定から18年が経過していることから、各費用の算定を見直し、別表第2を改正するとしている。

また、事業条例に第32条の2を追加し、配水管等の設置されていない場所等の水道使用の申し込みに対して、新たに工事負担金の納付をさせることができるとする規定としている。

整備条例第3条には、下水道条例の一部改正を規定し、負担の公平性の原則に基づき町内の下水道使用料を統一するため改正するとしている。

下水道条例第17条に規定する使用料の算定方法の料金を別表に改め、大沼処理区の使用料を七飯処理区と統一をするとしている。

また、大沼処理区区域外流入を大沼処理区町外流入とし、区域外流入としていた町内の利用者を大沼処理区へ編入するとしている。条例改正に伴い影響を受ける対象者及び影響額は、(表1)のとおりとなっている。

〈表1〉影響を受ける対象者・影響額

対象者	事業条例		下水道条例
	水道料金の変更	手数料の変更	下水道使用料の変更
大沼簡易水道		申請者(年間平均)	大沼処理区
大沼配水区	1,005件	設計審査 163件	処理区域内 493件
軍川第1配水区	96件	工事検査 161件	区域外(町内) 6件
軍川第2配水区	46件	設計手数料 3件	区域外(町外) 1件
影響額	1,161,970円/月	428,914円/年	35,170円/月

1. 水道料金・下水道使用料の改定による影響額の試算は、平成28年12月測定水量を基に試算している。
2. 給水装置工事手数料の改定による影響額の試算は、過去5年の平均申請件数を基に試算している。

水道料金改定による住民周知については、水道法第14条第4項の規定により、新材料が適用されることとなる日までに周知を完了しておくこととされており、町では当初2月中旬に説明会を実施する予定としていたが、当委員会では、現時点（1月31日）においても説明時期としては遅いのではないかと申し入れ、前倒しで説明会を開催することになった。

説明会等の参加者からは、次のような意見があったと報告された。

説明会は、2月2日に大沼地区の町内会長を対象に事前説明会を開催し、2月5日から2月7日にかけて大沼地区全戸に水道料金改定のチラシを配布、2月10日に大沼多目的会館、大沼婦人会館、2月13日に軍川振興会館、2月20日に西大沼会館で住民説明会を開催し、大口需要者、農業生産者へは個別に説明を行っている。

2月13日までの説明会等における主な意見については、大沼地区での説明会では、水道料金の改定には止むを得ないものの、段階的な値上げについて回数（2

回ないし3回）の配慮をしていた、だいたいという意見が多数あった。

また、住民理解や合意を得る過程においては、地域の声をできるだけ聴き取り、住民の理解が得られるよう進めていた、だいたいという意見や、もう少し早い段階での周知が必要であるといった意見があった。

軍川地区での説明会では、軍川地区の簡易水道事業の経過を考えると料金改定は平等ではないという意見もあった。

大沼地区の大口需要者への個別説明では、料金改定はおおむね理解を得られたものの、企業経営者としては影響が大きく2年程度で改定を考えた、だいたいという意見があった。

料金改定による影響が大きい農業生産者への個別説明では、料金改定には一定の理解をいただいたが、井戸の掘削に対する補助や営農支援対策を求める意見があった。

酪農組合役員会での説明では、料金改定については理解を得られたが、町が井戸の掘削に対する補助金の支出については、反対の意見であった。

修正内容は、町は、大沼配水区における料金の改定を平成29年10月1日の1回で行うとしていたが、地域住民及び事業経営者からの意見を考慮し、平成29年10月1日と平成30年10月1日の2回に修正するものである。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、国の方針に従い簡易水道事業を廃止し、上水道事業へ統合をしようとするものであり、かつ、修正内容も地域の影響を考慮し修正するものであることから、採決の結果、全員一致で修正可決すべきものと決定した。

付帯意見

当委員会では修正可決すべきと決定したが、委員会の総意として地域に理解を得るためには説明する時期が遅く、今後も継続して理解をしていただけるよう丁寧な説明を望むものである。また、簡易水道の事業、経緯や営農者への影響が大きいことから、何らかの営農支援策を講ずることを望むものである。

減らすべく努力！

常任委員会活動報告

【所管事務調査】要旨を掲載

総務 財政

◆地域センターについて

1. 調査の目的

各地域センターの概要、利用状況及び今後の施設整備計画を把握するため、調査を行った。

2. 調査の方法

地域センターの建築年度、耐用年数、減価償却及び利用状況に関する資料の提出を求め、総務部長、総務財政課長へ説明の聴取及び現地調査を行った。

3. 地域センターについて

(一)本町地域センターについて

本町地域センターは、昭和44年より建設を開始して翌45年11月に完成し利用を開始している。当時は財政的な事情から社会福祉センターとして整備を行った。また公民館機能を併せ持った七飯公民館として規模、内容ともに町内の公民館の中心的な役割りを果たす施設であった。工事費は

71,500千円、用地取得費、初年度調度費等を含めた総事業費は93,225千円と大きな事業費となっていた。

その後、町の人口が昭和45年の17,740人から平成5年には26,324人と8,584人増加し、社会福祉センターが狭隘となってきたことから平成6年2月より七飯町まちづくり推進センター(以下「文化センター」という。)の整備を着手し、平成7年12月に完成、平成8年2月に開館となった。文化センターは芸術ホールとしての側面とともに生涯学習の拠点として利用が開始され、文化センターの開館に伴い社会福祉センターは図書室とパソコン室の利用が主なものとなった。事務室等の有効活用の観点から七飯町社会福祉協議会や七飯町高齢者事業団(現公益社団法人七飯町シルバー人材センター)が活用しており、また平成15年4月からは名称を「地

増やそう資源!

域センター」と改称し、貸室を主とする目的として利用が開始され現在に至っている。

平成18年度から平成27年度までの10年間の修繕状況を見ると5,017,658円となっており、徐々にではあるが修繕料が増加してきている。町は利用者の使用に支障のない範囲で修繕を行っている状況であった。貸室については、5室の貸室があり平成18年度より七飯町社会福祉協議会、七飯町シルバー人材センター、七飯町ボランティア連絡協議会(以下「ボランティア連絡協議会」という。)が利用している。七飯町シルバー

人材センターについては平成28年10月下旬より鶴野地域センターに事務所を移転したことから現在1室が空いている状況である。

委員からは、ボランティア連絡協議会が利用した場合に使用料が発生しない理由について質疑があり、町からは現行の七飯町地域センター条例の減免規定に基づき免除しており、ボランティア連絡協議会に加盟している団体であれば減免対象となると回答があった。



(二)鶴野地域センターについて

鶴野地域センターは七飯町立鶴野小学校(以下「鶴野小学校」という。)として、平成8年2月に校舎棟を273,774千円、平成9年1月に体育館を194,25

表1 本町地域センター

建設年度(工期)	昭和44年12月16日～昭和45年11月15日
構造	鉄筋コンクリート造(地下1階・地上2階)
減価償却資産耐用年数	50年
減価償却	平成28年3月31日現在理論上減価償却額(構造等による再建築費を参考とした場合) 257,299,344円 (上記工事費の場合) 64,945,833円
耐震の状況	昭和45年建設となっていることから、耐震診断は行っていない

表2 鶴野地域センター

建設年度(工期)	校舎棟:平成7年6月26日～平成8年2月16日 体育館:平成8年6月26日～平成9年1月22日
構造	校舎棟:鉄筋コンクリート造(平屋) 体育館:1階鉄筋コンクリート造、2階鉄骨造 混合構造
減価償却資産耐用年数	校舎棟:47年 体育館:34年
減価償却	平成28年3月31日現在理論上減価償却額 校舎棟:126,483,588円 体育館:116,554,800円
耐震の状況	平成7年以降の建設のため、耐震基準は改正された基準に適合した建築物



8千円の事業費で整備した。地域町内会から児童数が減少したことにより閉校の要望があったことから、教育委員会において平成26年3月31日をもって閉校することに決定し、鶴野小学校は七飯町立七重小学校に統合された。

その後、跡地の活用にについて、検討した結果、平成29年4月1日より鶴野地域センターとして研修の場及び貸室として利用することとなった。先にも報告しているが、平成28年10月下旬より七飯町シルバー人材センターが貸室の利用を開始している。

委員からは、鶴野小学校建設補助金等の返還の有無、鶴野小学校の歴史的揭示物等についての質疑があり、補助金等については、現在教育委員会より北海道教育委員会を経由して文部科学省へ届出を提出している段階である。国等への補助金返還はないと考えるが、結果次第では起債に対する一括償還や残存価格がある場合には学校教育を主とするものを用途とする目的で、基金を設置する可能性がある」と回答があった。また歴史的揭示物については、町内会、教育委員会と協議して保存方法、揭示について検討していくと回答があった。

表3 大中山地域センター

建設年度	平成7年7月完成
構造	鉄骨造(平屋)
減価償却資産耐用年数	34年
減価償却	平成28年3月31日現在理論上減価償却額 (取得価格を基礎とした場合) 51,840円 (後日判明した工事費の場合) 21,165,000円
耐震の状況	平成7年以降の建設のため、耐震基準は改正された基準に適合した建築物

(3)大中山地域センターについて
大中山地域センターは、中島に進出している株式会社ジェイデバイスの労働組合が所有していた建物を平成27年4月6日付で町有財産売買契約を締結し、864千円(消費税込)で購入していた。この建物は平成7年に建設され、工事費は34,000千円となっていた。購入後は隣接する体育館(現七飯町大中山地域体育館)の供用日と同じく、仮運用として「仮称」大中山地域体育館附属会館」として一般利用を開始し、現在に至っている。

(4)今後の整備計画について
今後の改築等については、七飯町公共施設等総合管理計画に基づき検討することとしており、人口減少に伴う歳入の減少が予測され、各地域センターだけではなく、公共資産等、道路、橋梁、下水道などのインフラ資産、庁舎、校舎などのハコモノ資産が老朽化し、その維持管理費、更新費用が膨大な



委員からは、現在使用している団体の平成29年4月1日以降の使用料についての質疑があり、新たに施行する七飯町地域センター条例でも使用料の減免規定を設けているが、会社等の研修で使用する場合は有料、福利厚生で使用する場合は減免したいと回答があった。

ものになることが推測されている。現状においては改築等の計画について、具体的に定まっておらず、今後検討していくこととなった。

4.まとめ

七飯町地域センター条例については、平成28年第四回定例会に鶴野地域センター、大中山地域センターを加えるための条例改正の議案を提出し可決されている。施行は平成29年4月1日となり、本条例及び規則等に基づき利用されることとなっていた。

本町地域センターについては、耐震基準を満たしておらず、また老朽化も著しいことから、できる限り早く今後の方向性を協議、検討して安全な施設となるよう整備するとともに、施設の改修、改築については、町の負担が少ないように財政面に配慮することを望むものである。

また、各地域センターの利用については、貸室についてまだ空き室があり、研修室についても稼働率の向上、利用の促進を図り使用料の確保に努めることを望み委員会報告とする。

民生文教

◆健康センター(アップル温泉)の現状と運営状況について

1.調査の目的

健康センターの施設、運営の状況と今後の方向性を把握するため、調査を行った。

2.調査の方法

健康センターの運営状況、建設当時の概要、施設修繕及び地盤等の状況、指定管理等の検討状況、他町村における温泉施設の指定管理状況、温泉源の利用状況、温泉源に関する修繕の状況に関する資料の提出を求め、民生部長、福祉課参事への聴取及び現地調査を行った。

3.健康センターの現状について

(1)概要及び収支の状況について
健康センターは、平成10年5月より建設を開始して翌11年3月に完成し開業している。総事業費は501,469千円となっており、敷地面積は10,474㎡、延床面積は906.17㎡、構造は鉄筋コンクリート造

平屋建である。既に開業から17年以上が経過しており、健康センター本体や源泉施設の修繕、改修が増えてきている状況であった。
運営については、開業当時は赤字であったが、現在は赤字となっており、その主な要因としては、経年劣化による修繕費等の増加の影響もあるが、利用者の減少による温泉使用料収入(以下「使用料収入」という)の減少の影響が大きいと考えられている。使用料収入は、開業当初の平成11年度は52,005千円で、露天風呂新設の翌年度である平成14年度には61,089千円となっており、使用料収入がピークとなった。平成15年度以降の使用料収入は年々減少しており、さらに高齢者200円割引を開始した平成19年度以降は40,000千円を下回る額となっていた。平成27年度決算では33,091千円となっており、平成14年度と比較して45.8%の収入減となっていた。
平成26年度には収入対策として、健康センターと同じ源泉を利用している社会福祉法人七飯町社会福祉協議会(デイサービスセン



4.まとめ
健康センターは、「町民の心身の保養と健康を増進し、活力に満ちた地域社会の振



興を図る」ことを目的として開業し運営してきている。そのことから営利を目的とした施設ではないが近年の収支は赤字であり、この赤字の圧縮については検討していかなければならない課題となっている。そのためには使用料収入による収入増が必要不可欠であり、より一層使用料収入の増加と支出の削減を検討するとともに、新たな事業を実施する場合には現場が混乱しないように配慮を望むものである。

また、健康センターの「泉質は非常にいい」という声を聞くので、町ホームペー
ジやパンナーを活用し、町内の民間温泉施設と併せて幅広く周知するなど、経費のかからない工夫が必要と考
える。

さらに地盤の沈下については、専門的な第三者機関に依頼して、設計、施工上の不備、地盤の状況、健康被害の有無等の調査が必要と考
える。

以上3点について、早急に検討して対応することを望み委員会報告とする。

特別委員会報告

北海道新幹線等の利活用・地方創生
対策に関する調査特別委員会

委員長 長谷川 生人

平成27年6月15日第2回定例会において設置された当特別委員会が、平成28年第3回定例会において中間報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1.平成28年9月1日に第10回目の委員会を開催したが、協議事項へ入る前に委員より特別委員会の視察に際し議長が同行した目的と、特別委員会に出席をしていない理由の質疑が出され、次回委員長より回答をすることとし委員会を閉会した。

2.平成28年10月5日に第11回目の委員会を開催し、委員長より前回の委員からの質疑に対し、議長の特別委員会行政視察の同行については、議会の代表として行政視察に同行し、視察先への表敬を行っている。また、第6回目の委員会で議長が同行することは委員会で確認済みであり、行政視察の内容及び委員会として

の意見については、委員会に諮り9月定例会において報告済みである。
議長の委員会への出席は、地方自治法第105条の規定により「普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し発言することができ」と定められている。
議員必携には、「委員会での議長の発言については別の制限は加えられていないので、単に議長の事務統理権、あるいは議事整理権に基づく発言に限るものではなく、議案の内容についての質疑や意見を述べることも差し支えないとの見解もあるが、あくまでも「議長」としては、個々具体の政策判断までは論及すべきではなく、委員会運営の基本

減らすべくロケ!

〈表1〉道の駅に係る関係業務委託契約状況

業務名	支障物件調査委託	外構設計委託	建物基本設計委託	新築工事实施設計委託
入札方法	指名競争入札	指名競争入札	随意契約(プロポーザル)	随意契約(プロポーザルに係る1社随意契約)
入札日	平成28年2月10日	平成28年2月10日	平成28年3月24日	平成28年9月30日
入札参加業者	5社	4社	10社	1社
契約日	平成28年2月12日	平成28年2月12日	平成28年3月28日	平成28年10月3日
施工業者	(株)光栄コンサルタント	(株)ドーコン	(株)二本柳慶一建築研究所	(株)二本柳慶一建築研究所
予定価格	2,127,600円	14,083,200円	5,788,800円	20,898,000円
契約金額	1,987,200円	13,197,600円	4,946,400円	20,520,000円
落札比率	93.4%	93.7%	85.4%	98.2%
工期	平成28年2月15日	平成28年2月15日	平成28年3月29日	平成28年10月4日
	平成28年4月20日	平成28年6月30日	平成28年8月31日	平成29年3月30日
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査 木造建物 1棟 農家敷地 2戸 工作物 2箇所 動産調査、消費税、調査等 	<ul style="list-style-type: none"> 外構設計 道路詳細設計 用地測量 家屋調査(茅葺住宅)等 	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅建物 900㎡程度の基本設計業務 	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅建物 900㎡程度の新築工事实施設計業務

増やそう資源!

的あり方に限定しての大小高所からの指導的立場の発言にとどめることが望ましい。」とされている。

結果、議長の委員会への出席は、あくまで議長の任意の判断によるものであり、委員会での発言についても、審議又は調査の内容についてはひかえるべきであるという説明をした。

次に経済部長、都市住宅課長、商工観光課長の出席を求め、要求した資料に基づき聴取を行った。

（一）道の駅に係る関係業務委託契約状況については、支障物件調査委託、外構設計委託、建物基本設計委託、新築工事実施設計委託の4件であり、新築工事実施設計委託については、平成29年3月30日までの工期となっており、他の3件については完了している状況となっており。契約状況は（表1）のとおりである。

（二）七飯町道の駅基本設計については、基本的な考え方は平成27年度に作成した七飯町道の駅基本計画で整理した「食」と「歴史」の発信・交流拠点、賑わいの場・地域連携の場の創出、情報発信の場、快適な休憩施設と

している。

設計条件の整理では、七飯町道の駅基本計画や特記仕様書等を基に設計条件を整理し、敷地、道の駅本体棟外構施設、その他の4項目としている。

計画地の概要は、敷地面積22,021.30㎡で（表2）のとおりである。

〈表2〉計画地の概要

計 画 地	亀田郡七飯町字峠下314番地 他
敷 地 面 積	22,021.30㎡
用 途 地 域	準都市計画区域 特定用途地域：流通工業地区
防 火 指 定	法第22条地域
日 影 規 制	規制なし
建 ぺ い 率	60%
容 積 率	200%

建物の概要は、建築面積1,175.10㎡で（表3）建築計画概要と、（表4）面積表のとおりである。

建築計画、全体平面計画では、建物の中央部分がメインの入口となり、建物右側が飲食コーナー、左側が物販ゾーン、トイレゾーンとなっている。

飲食コーナーは、無料休憩コーナーに接続させ、一体的に利用できる計画とし、外周部にはデッキテラスを配置して、春から秋にかけて開放的に利用できるとしている。

キッズスペースは、無料

休憩コーナーから見通せる位置として、屋外のキッズスペースと連携できる位置としている。

物販ゾーンは、建物の南側として、農産品、特産品をまとめて売り場面積を大きく確保する計画としている。

奥には、地域交流スペースを配置し、イベント等で屋外のポケットパークと連携できるように計画している。トイレは、管理・安全上の観点から営業時間終了後は、時間外トイレ、多機能トイレを限定的に使用する計画としている。

各ゾーンの計画は次のと

おりである。

（一）エントランス・総合案内ゾーン
正面入口から入った位置をエントランスとして、交通情報、町の食・歴史の展示をし、エントランス奥に総合案内カウンターを設ける計画としている。

（二）物販、農産品直売ゾーン
販売コーナーとして隣接することで、一体的な管理ができるよう計画し、夏場の農産品が多いときには、デッキテラスも活用できるように計画している。また、地域交流スペースは、町民の交流イベント、会議等可能

な計画としている。

〈表3〉建築計画概要

工 事 場 所	亀田郡七飯町字峠下314番地 他
敷 地 面 積	22,021.30㎡
主 用 途	物品販売店舗、飲食店
主 体 構 造	鉄骨造
階 数	平屋建て
建 築 面 積	1,175.10㎡
建 ぺ い 率	5.93%
延 べ 面 積	916.74㎡
容 積 率	4.63%
最高の軒の高さ	5.20m
最高の高さ	7.50m
そ の 他	イベント広場：約1,150㎡ ポケットパーク：約880㎡ キッズスペース：約380㎡ フラワーガーデン：約375㎡
駐 車 台 数	一般駐車台数：140台 車椅子駐車台数：6台 大型駐車場（一部一般駐車兼用）：26台

〈表4〉面積表

	1階	外部デッキ等
本 体 棟	916.74㎡	258.36㎡
歩 廊 等		396.60㎡
合 計	916.74㎡	654.96㎡

（三）無料休憩・飲食ゾーン
無料休憩コーナーは、エントランスと飲食コーナーに隣接することで利用者がアクセシやすく、空間を広く有効に使えるよう計画し、飲食コーナーは、イベント広場との連携が取れるよう配置し、屋外デッキテラスとともに一体的な利用が可能な計画としている。

厨房は、テイクアウトを想定した2箇所と、カフェメニューを提供するカウンターの設置し、飲食コーナーの夜間利用に対応できるようにトイレも設置する計画としている。

(4) トイレゾーン
男子トイレは、小便器7基、大便器4基、手洗5基、小児用1基、女子トイレは大便器9基、幼児用大便器1基、小便器1基、手洗6基、小児用1基、パウダーコーナー7基の設置を計画している。

時間外トイレは、男子は大便秘器1基、小便器1基、女子は大便秘器2基、多機能型トイレ1基の他、おむつ替えコーナー、授乳室の設置を計画している。

外構計画については、建物アプローチは歩きやすさ等を考慮し、インタールックキング等の舗装とし、ポケットパーク、イベント広場には、リンゴの木を植えるなど、町特産を意識した整備を図り、東側は新道川に雨水排水放流するため調整池を配置し、平常時の利用推進のためアスファルト舗装の整備をする計画としている。

また、施設で使用する水量を算定したところ、トイレ等で多量の水の使用が見込まれ、町水道との比較をした結果、井戸を検討し、その水をトイレ、野外の散水用等で使用する計画としている。

基本計画を策定した際に計画していたEV自動車充電器については、整備費は道の駅の整備となっており、全額補助対象となるが、整備後のランニングコストと函館管内のEV自動車の台数を考慮し状況を見ながら整備するとしている。

建物の概算工事費については、約4億3千万円となっており、今後の実施設計でも経費圧縮を念頭に進めていくとしている。概算工事費は(表5)のとおりである。

〈表5〉概算工事費

	金額
建築主体工事	306,347,000円
電気設備工事	43,896,000円
機械設備工事	50,200,000円
消費税相当額	32,035,440円
合計	432,478,440円

〈表6〉支障物件補償一覧

債権者NO	項目	形状、寸法
1	看板(鋼製)	9.50㎡ H=1.90m W=5.00m
2	看板(鋼製)	10.14㎡ H=1.85m W=5.48m
3	プレハブ物置	13.76㎡ (5.44m×長さ2.53m×高さ2.4m)
	プレハブ物置	13.76㎡ (5.44m×長さ2.53m×高さ2.4m)
	照明灯1基	鋼製照明ポール H=5.5m, 2灯
	車止ポール	ステンレス製 60.5mm×H700mm 2本
4	物置	木造平屋 6.62㎡ (3.64m×長さ1.82m×高さ2.13m)
	アスファルト舗装、コンクリート	アスファルト舗装 73.07㎡ コンクリートたたき 9.32㎡
	たたき等	コンクリート水槽 1.2㎡ 1基 給水設備 1式 庭石(1㎡以上) 4ヶ
	立木	イチイ、アカマツ等 44本

(3) 支障物件調査委託の詳細については、(表6)のとおりである。

(4) 外構設計委託の詳細については、次のとおりである。

(1) 業務の目的
本業務は、亀田郡七飯町字峠下地内に計画する道の駅の外構基本・実施設計、道路詳細設計及び用地測量を行い、道の駅整備の遂行に供することを目的とする。
(2) 業務概要
(表1)に記載のとおり。

(3) 業務項目は(表7)のとおりである。
調査では茅葺住宅の現状の調査を行っており、建物を移転するための工法を曳き家または再建築の検討をしている。建物としては聴き取りにより明治13年頃の建物ではないかという推計であった。

延べ面積は、221.53㎡で、平成6年頃に茅の葺き替えをしているようで、現在の状態としては、土台や柱の

〈表7〉委託業務項目

業務内容	数量	単位	摘要
1. 測量・調査業務			
用地測量	分筆測量	1 式	3筆
家屋調査	既存家屋調査	1 式	移転工法案の検討
2. 設計業務			
外構基本設計	外構基本設計	2.22 ha	
	平面交差点予備設計	1 箇所	関係機関との協議資料作成
外構実施設計	外構実施設計	2.22 ha	
道路詳細設計	道路詳細設計	0.15 Km	平地、1~2車線、歩道等設計
3. 打合せ	設計協議	1 式	

一部に腐食が見られるが、多くの材料(柱、梁)は良質な材料で保存状態も良好である。
基礎、土台、外壁は利用できないため、新たに製作することになり、柱、梁を活用し茅葺住宅を再生する場合、7,500万円程度必要となる。この調査結果であった。この状況を踏まえ、良質な建材は使用可能であり、これを活かして利用する場合、ポケットパークに東屋として活用する場合等を想定しているが、国の補助金等もさがしながら検討して行くとしている。

(5) 防災情報センター(道路情報館)については、次のとおりである。
(1) 道路防災拠点について
道路事務所から距離の離れている位置に設置することにより災害時の道路事務所等の役割を補完し、道路災害に対してより効果的に充実した対策・支援を図る

ための拠点となるもので、函館開発建設部管内では、松前、熊石、せたなに防災ステーションがある。

函館開発建設部の担当者に確認した設置の経緯は、開発局の組織改変により、それまで道路事務所で使用していた建物を防災情報センターとしてトイレ等を地域に開放し有効利用を図ったもので、新たに建物を整備したケースはないということであった。

道路防災ステーションの役割・機能としては、①応急対策に必要な資機材及び非常食・飲料水等の救援物資の備蓄基地及び調達・供給基地、②災害発生時の対策・支援活動等における情報拠点、③防災訓練の発信基地、④防災意識の高揚に資するシンボルの場となっている。

(2)道路情報館について
道路情報館は、北海道で唯一の「道路」に関する資料館で平成13年2月に札幌市南区に整備し、トイレや休憩スペースを24時間開放して、ドライバーへの道路・交通情報の提供を行っている。

新設当時は、図書、展示スペース、除雪、ドライブレコーダーが在ったが、

現在は休憩室、トイレが使用できる状況である。
(6)道の駅の運営については、次のとおりである。

(1)七飯町の道の駅基本計画における管理運営手法について

- ①管理運営の在り方について
 - ・町内関係機関の連携
 - ・人材の確保
- ②管理運営の手法について
 - ・管理運営手法のメリット・デメリット

・直接方式行政目的に沿った管理運営を行いやすい反面、柔軟な雇用形態は難しく施設運営のノウハウも少ない。

・指定管理方式：業者に管理権限を委託するため、管理者のノウハウが生かされやすい反面、条例等に阻まれることで十分に実力が発揮できない場合もある。

・民間委託：経済的効果が高い反面、継続性の担保が難しい。

・管理運営手法の選定方法
・管理運営方法の考え方は、公共性を維持しつつ道の駅としての方針を統一して管理を行うため、公的部門と営業部門を指定管理の方式によって一体的に管理する

ことが望ましい。また、指定管理者としては、公共性を担保し、運営における柔軟な対応が可能な第3セクターや公社などがより適している。

七飯町の道の駅の管理運営手法は、地元の事業関係者を中心とした組織（公社等の運営会社）を立ち上げ、これにより地域力を生かした七飯の魅力を全面的に引き出すことを目指す。また、道の駅の魅力を高めるため、民間活力導入スペースを設定し、町と賃貸借契約に基づく事業実施企業を募る。

(2)進捗状況
平成28年4月14日に、七飯町「道の駅」基本設計検討委員会を設置し、七飯町商工会より4名、七飯町物産振興協議会より2名、七飯町大沼国際コンベンション協会より1名選出し委員を任命している。

協議事項として、道の駅飲食の提供内容、物産販売内容、施設配置計画、情報発信機能、休憩機能、その他機能、職員募集方法等を協議している。

(3)七飯町道の駅事業（運営）スケジュールは（表8）のとおりである。

〈表8〉運営スケジュール

項目	平成28年度												平成29年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①道の駅基本設計検討委員会																								
②運営準備委員会の立ち上げ																								
③運営組織の確立																								
④運営組織開業準備																								
⑤道の駅駅長公募																								
⑥道の駅駅長採用																								
⑦道の駅駅長開業準備																								
⑧指定管理者公募																								
⑨指定管理者選定																								
⑩指定管理者議会承認																								
⑪指定管理者開業準備																								
⑫指定管理開始																								
⑬開業																								

以上の説明の後、委員からは次のような質疑がされた。

- ①総事業費はどのくらいになるのか。
- ②道の駅の構想は地元の町内会等に説明をしたのか。
- ③トイレの間取りや入口、利用時間帯について利用者の状況をふまえ再考する考えはないか。
- ④経営組織はどのようなものか。
- ⑤道の駅の駅長の公募についてどのようにするのか。
- ⑥実施設計にあたり茅葺家屋の部材等をどう活用していくのか、ただ残すのであれば、部材の利用の方が良いのではないか。
- ⑦外構計画で七飯町のリンゴの木を植えるとしているが、リンゴは敏感な作物であるため、違うものにした方が良いのではないか。
- ⑧野菜の出荷について。
- ⑨開業時はハウス物しかないのか、6月や7月の開業の方が良いのではないのか。
- ⑩防災情報センターについて今後どのように進めるのか。
- ⑪縦貫自動車道が開通し、藤城ICに接続されたときは交通量が少なくなり、運営に支障をきたすのではない

か。

⑫近隣の道の駅の建設費の状況について。

⑬木古内の道の駅では新幹線の発着状況がわかるものを道の駅に設置する計画があるが、当町の道の駅ではどうか。

⑭民間活力導入施設は、町が建築するのか、民間が建築するのか。

⑮道の駅本体と民間活力導入施設は付けてはどうか。

⑯函館方向からの入口を交差点前に設けられないか。

これに対して、町側の主な答弁は次のとおりである。
①実施設計等で動いてはいるが、現時点では12億470万円である。

②8月に町内会の行事の際に説明をし、その時点では道路と歩行者が交通上危険が無いように配慮してほしいという意見が出されたが、町内会全戸への周知について善処する。

③もう少し調査研究をする。
④検討委員会で運営形態を検討してから経営組織を決めていきたい。

⑤11月から12月には公募をし採用をして開業の準備に取り掛かっていただく予定としている。

⑥単独で残すのか、小さくして残すのか、道の駅の部材として使うことも検討してきたが、将来的に再建築の部材として残すこととしているが早々に検討する。

⑦リンゴの木は管理が大変なことはわかりましたので、樹種について再検討する。

⑧JA等と十分協議をし、またインショップ部会とも販売方法や出店方法を参考にしたい。また、地元の農業者とも話し合っていきたい。

⑨3月の開業であれば、あらかじめ農家の方をお願いをして1年前から作っていただく事も考慮しながら進めていきたい。

⑩道の駅の施設内に設置することは考えてないが、道の駅も道路利用者のための施設でもあるので、道の駅の隣にあることで利活用ができるのであれば連携を取ることにも考えられる。

⑪10年から15年先の予定で、接続のルートも決定していない状況であり、現状の国道を利用した状況のペースで計画している。

⑫建設費については、当別町は平成29年9月に供用開始に向けて進めており、建築面積が1,280㎡で、建設費が864,000千円、

木古内の道の駅は建築面積が843㎡で、建設費が486,000千円、深川の道の駅は建築面積が850㎡で、建設費が370,000千円となっている。

⑬木古内の状況を調査しながら検討したい。

⑭敷地を貸出して、民間が建築する考えである。

⑮建物の間をイベントができる広場と考えている。

⑯交差点前からの右折は非常に厳しいと考えている。交差点の信号処理は公安委員会と協議する。

本日の委員会の協議内容について、委員会としての意見をまとめ、理事者側に伝えることを確認し閉会した。

3.平成28年10月20日に第12回目の委員会を開催し、道の駅の基本設計に対する意見を次のようにまとめ、実施設計に生かしていただくよう特別委員会の意見を町長へ提出した。

物構造が望ましい。
②トイレの出入口は横からではなく、防犯上からも正面から出入りするようになる。

③夜間専用トイレを無くし、その空間を既存の男女トイレに振り分け、トイレスペースをより広く開放的な空間でのレイアウトを再考されたい。

このトイレは昼夜とも使用し、夜間の電気料金はかかるが、利用者に夜間も清潔な明るく広いトイレで安心して使用できるという好印象を与えたい。

④地域交流スペース横の倉庫は、袋野菜等にパークロードを付けたりするのも利用する部屋だと思いが、スペースは2倍以上の面積が必要と考える。

⑤ペット愛好家や子供も多く来場するので、ドッグラン(調整池)・遊具が設置されたキッズスペースの配置が必要と考える。ポケットパークは必要ない。

⑥町内の店舗やベンチャー企業等が出店できる簡易店舗スペースを屋外に確保。
⑦函館方面から来た車が信号手前で道の駅に進入出来るよう、道の駅進入口付近の中央分離帯の一部を撤去

し、函館方面から来た車の入場口を2カ所にする。
⑧昆布館から新幹線北口に向かうところに設置されている信号機を、時差式や右折矢印信号を長めにするなど改良が必要。

⑨道の駅の各部屋の天井は、冷暖房費の経費節減を図るため出来るだけ高くない。また同じ理由で側壁のガラス窓部を出来るだけ多くしない建物構造とする。

屋根の勾配は、雨水・積雪を考慮し北側に傾斜を付ける構造とする。

⑩道の駅内にハセガワストア(焼き鳥弁当)を入店させてはどうか。

⑪将来、施設及び駐車場を増設することも考えられるので、増設が可能な建物等の配置計画を十分に行うこと。

⑫茅葺屋根の古民家の再利用は考えず解体とする。梁等の再利用は検討する。
⑬キャンピングカー対応のスペースを考えていただきたい。

開業を伸ばしてでも十分精査していただきたい。
⑯ランニングコストの試算を十分精査していただきたい。

⑰商業施設であればJTと協力して喫煙所の整備を検討していただきたい。

⑱デッキテラスの材質は、腐りづらい材料(南洋材等のデッキ専用材)を使用し、アフターケアのしやすい物を検討していただきたい。

⑲トイレについて、男子トイレの斜めの設置は必要ない。女子トイレのパウダールームは数にとらわれず、グレードの高い清潔感のある清潔を表現する考え方にしていたいただきたい。

併せて、素材も検討しアフターケアのしやすいものを検討していただきたい。
⑳ゴミの対応について、ゴミステーションを設計段階から考えていただきたい。次回の委員会開催日程について委員長、副委員長に一任し、委員会を閉会した。

4.平成28年12月21日に第13回目の委員会を開催し、経済部長、都市住宅課長、商工観光課長の出席を求め、前回提出した特別委員会の意見に基づき聴取を行った。

減らそうるわー!

増やそう資源!

町理事者側の回答は次のとおりである。

①連絡通路の必要性や施設の一体性については十分認識しており、今後民間活力導入事業者選定の段階で、日常的な運用またイベント時等共同事業での連携を含めた施設配置の考え方を、道の駅運営者や民間参入事業者と協議する。

②トイレの出入口については、運営構想の中で全ての利用者が道の駅内部からトイレ利用をさせたいという考え方を強調したものであり、さらに利益向上を目指す経営戦略手法を優先したいということから施設側面からの出入口を想定していたが、利用者目線での意見を踏まえ、正面向きの配置について検討する。

③トイレに関しては、清潔で明るく安心して使用してもらいたいと思っており、不特定多数の方が利用するため、一部の心無い利用者（いたずら、不審者、事件性ある行為、ホームレス等）が存在するというのも現実である。

衛生管理、保安上の観点から必要最低限の夜間トイレを設置することで検討しており、繁忙期（全開放）、閑

散期（一部開放）の使い分けを可能とする構造で考えている。

④農産物の搬入は開店前に行い、バーコード付けなどは店内で行う事を想定している。倉庫については加工品などのストックヤードを想定しており、新鮮野菜などは直接店内への搬入をイメージしている。このため、倉庫スペースの面積確保は、今後の運営に係る方向性を見据え対処していきたいと考えている。

⑤ポケットパークとキッズスペースは一体として遊具設置するなどの整備を考慮しており、現在井戸を掘り親水施設整備等の検討をしている。ドッグランに関しては、北海道地区「道の駅」連絡会の実態調査によるポイントとして大きく取り上げられている事例も踏まえ、管理上の観点から設置は控える考えである。町内にはドッグラン施設を完備しているペット事業者も存在しているため、それらを活用していただくことを想定している。

⑥道の駅内部の飲食コーナーに出品可能なテナントブースを検討しているが、

屋外イベントスペースにも臨時的な簡易店舗の設置は可能であると考えている。

⑦国道管理を行う函館開発建設部と、函館方面から来る車を引き込むため、新たに中央分離帯を開けて動線を確保したいという意向を要望していたが、進入口の位置が交差点に近接するため不可能であり、同意はできない旨の回答を受けている。また、ここに中央分離帯を開ける場合、信号機処理及び右折レーンの確保も交差点同様必要となり、道路利用者の安全や交通の流れを妨げる要因が強すぎるとの見解が示されたため、道道新函館停車場七飯線と国道5号の交差点から町道峠下4号線を一部拡幅し、既存のチェーン着脱所出入口と使い分けを図ることで対処していきたいと考えている。

また、この場合右折レーンの延長対策も必要であることから、開発局への協力要請も積極的に行っている。

⑧駐車台数194台を持つ新たな施設ができることを踏まえ、警察機関には信号処理に係る協議をしているが、今後も積極的に要望を行っ

ていく。

⑨施設整備については、利用者が使いやすいと安らげる空間の提供が必要であると考えているが、経費節減の観点も重要であり、利用者へ与える印象や話題性とのバランスを考慮した設計を進めるとともに、太陽光発電など光熱費削減に係る設備についても十分検討する。

⑩テナント参入の必要性や民間活力としての可能性も含め、七飯産食材等を活用する店舗の導入も視野に入れ考える。

⑪基本的には現在の計画を第1期計画と捉え、将来的には、その時点でのニーズを基に、増設の必要性を検証していきたいと考えており、新道川向いの農地を関連事業用地として活用することなども検討する。

⑫茅葺古民家については解体するが、柱及び梁などの古き良き部材などは保管し、補助金の目途がついた段階で再利用していきたいと考えている。

⑬キャンピングカーの駐車については、特にスペースを設けることは考えていないが、道の駅開業時間外は自由に駐車できるよう考えている。

⑭既に開業している他の道の駅の成功事例等をも参考にしつつ、平成30年3月の開業を目指し中身を十分検討しながら進めていく。

⑮参画農家には、事業の内容、販売手法、搬入体制などについての理解、協力を強く求め、また、農産物の提供が難しい時期の課題もあることから、周辺道の駅の連携等により、提供可能な農水畜産物の加工品で対応できるように精査していく。

⑯施設整備に対する基本的な考えには、コストバランスを条件の一つとしているので、光熱水費等の縮減を目標していく。また、物販及び飲食ゾーンのランニングコストについては、運営母体と協議を行い、十分精査をする。

⑰喫煙場所等については、対応が可能かどうかJTにも問い合わせをしたが、分煙スペースの工事や協賛については道の駅では前例がなく、特別な対応はできないとのことであった。外部用スタンド灰皿は各市町村道の駅に提供を行っている状況であるとのことにより、

当町でもJTの灰皿提供を受け非喫煙者の利用者動線に支障が無いよう屋外での設

置を検討している。

⑱維持管理がしやすく、かつ耐久性に優れた素材で検討する。

⑲施設全体のコンセプトは、障がい者のみならず、高齢者や女性、子どもたちを含め、全ての利用者にとって親しみやすい施設デザインとしている。

男子トイレの小便器については、話題性・デザイン性もありますが、個別ブースにより、入口側から小便器本体を目隠しすることにより清潔感を確保したいと考え、視線がぶつかることなく落ち着いて用を足すことができるという両方のメリットを兼ね備えた斜め設置を考えている。

女子トイレにあつては、パウダールーム7か所、個室トイレは引き戸タイプの扉仕様など、グレード高き清潔感があるもので検討する。

⑳昨今の道の駅は店内のみ箱設置が主流となっており、当町施設も生活ゴミ等の持ち込み禁止を原則としたいことから、必要最低限の屋内設置で考えており、施設ごみについては建物裏側などに専用のごみステーションを設置することで検

〈表9〉
村山トンネル
重金属分析結果
データ

		試料名	167(20-8)	167(20-8)
		試料採取深度 GL-m	25.0 ~ 30.0	25.0 ~ 30.0
		トンネル名	村山トンネル	
		キロ程 km	152.700	152.700
		地層名	文月層	
		層相	砂礫	砂礫
土壌対策汚染法 指定基準		pH	7.3	6.8
溶出試験A【環告第18号相当】	0.01	Cd(カドミウム) (mg/L)	<0.001	<0.001
	0.05	Cr6+(六価クロム) (mg/L)	<0.01	<0.01
	0.0005	T-Hg(水銀) (mg/L)	<0.0005	<0.0005
	0.01	Se(セレン) (mg/L)	<0.002	<0.001
	0.01	Pb(鉛) (mg/L)	<0.005	<0.001
	0.01	As(ヒ素) (mg/L)	<0.005	<0.001
	0.8	F(フッ素) (mg/L)	<0.1	<0.1
	1	B(ホウ素) (mg/L)	<0.1	<0.001
		Cu(銅) (mg/L)	<0.01	<0.001
		Zn(亜鉛) (mg/L)	<0.01	<0.001
		EC(電気伝導度) (mS/m)	2.8	2.8
化学分析A【環告第19号相当】	150	Cd(カドミウム) (mg/Kg)	<1	<0.1
	250	Cr6+(六価クロム) (mg/Kg)	<2	<25
	15	T-Hg(水銀) (mg/Kg)	<0.1	<0.05
	150	Se(セレン) (mg/Kg)	<1	<0.5
	150	Pb(鉛) (mg/Kg)	3	<15
	150	As(ヒ素) (mg/Kg)	<1	<9
	4000	F(フッ素) (mg/Kg)	<40	<400
	4000	B(ホウ素) (mg/Kg)	<40	<10
		Cu(銅) (mg/Kg)	18	33
		Zn(亜鉛) (mg/Kg)	14	24
	pH(H2O2)	7.9	9.4	

「<」の表記は測定結果が定量下限値を下回ったことを表す。

討している。
次に道の駅の路盤に使用されている村山トンネルの重金属分析結果データについて説明がされ、使用された土は、トンネル入口から約2kmの土を道の駅に搬入し、調査地点はその地点から約800mの土壌分析となっている。
新幹線整備機構による調

査分析は、土壌対策汚染法により指定されている重金属について溶出試験と化学分析を行い、全てが基準値以下となっている。
分析結果は〈表9〉のとおりである。
次に、七飯町の駅駅長候補者の採用について説明があり、募集要項は次のと

- おりである。
- 【募集職種】
七飯町嘱託職員 1名（七飯町道の駅駅長候補者として募集）
- 【募集内容】
（1）道の駅の施設整備に関する業務
（2）道の駅の管理運営組織の設置
- （3）道の駅を活用した地域

- 振興策の企画及び業務管理
- （4）道の駅の経営全般（企画、労務管理、商品管理、販売、経理等）など
- 【任用期間】
平成29年1月1日から平成29年3月31日まで（更新する場合あり）
- 【応募資格】
（1）小売・流通・企画・宣伝・経営等の実務経験を10年以上

- 上有する人
- （2）普通運転免許を有する人
- 【受付期間】
平成28年11月1日から11月30日まで
- 【選考方法】
第1次選考（書類、論文）及び第2次選考（面接）
- 【勤務条件等】
（1）給料 月額250,000円
（2）処遇 通勤手当、退職手当なし、社会保険・厚生年金加入、公務災害制度適用
- （3）勤務時間 原則月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
- （4）休日 週休2日制（土日）、祝日、年次有給休暇あり

の質疑に対し、町は実務経験の条件を付しての募集は職業安定所においてできないということから、職業安定所には出していない。期間に関しては、情報に對し高クアンテナを張っているような方を考えており、町のホームページのみ募集の掲載をしたと答弁があったが、募集の手続きに疑義があることから、今回の委員会に資料の提出を求めることとした。
民間活力スペースは開業と同時にオープンするのではないのかとの質疑に対し、町は道の駅の指定管理者が決定した後に募集をしていく予定であるとの答弁であったが、今回の委員会に民間活力導入のタイムスケジュールの提出を求めることとした。

11月14日に応募者が1名あり、選考の結果、駅長候補者として採用予定となっている。
委員からは、利用者目線に立った設計を、実施設計できちんと精査していただきたいという質疑に対し、町は実施設計を進める中で詰めていくとしている。
また、駅長候補者の募集について期間が1カ月しかなく、職業安定所にも募集をしていない状況について

次回の委員会開催日程について平成29年1月18日に開催することを確認し、委員会を閉会した。
5.平成29年1月18日に第14回目の委員会を開催し、経済部長、都市住宅課長、商工観光課長の出席を求め、要求した資料に基づき聴取を行った。

増やそう資源!

駅長候補者の募集状況について説明があり、職業安定所への求人募集を行わなかったのは、平成28年10月11日に電話で確認をした際に、求人では実務経験10年以上の部分が国家資格等ではないため、タイトルページに掲載することができないという回答を得たことから、町が求めている人材が集まらない可能性があると判断し、断念をしたということであった。

また、募集に対する内容のホームページへのアクセス数は、668件となっている。民間活力導入のタイムスケジュールについては、(表10)のとおりである。

次で現在設計途中の平面図が示され、飲食スペースの厨房を中央に設け、物販の搬入用倉庫のスペースを広くし、トイレの入口を正面に変更している。インニシャルコスト及びランニングコストの他に、維持管理のしやすい施設とする観点で協議を進めている。

外構では、井戸を掘つているのでポケットパーク内に親水施設を検討しており、調整池の一部を平常時に広場として使用するための検討もしているということであつた。

委員からは、指定管理で行う収益部門と民間活力で行う収益では、収益の面で差が出る可能性があるのではないかという質疑があり、町は指定管理者には指定管理料が少なく済む努力をしていた。

き、民間活力には早期にルールを作成するよう詰めていくという答弁であつた。次回委員会では、町長への総括質疑を行うことを確認して、委員会を閉会した。

6.平成29年2月6日に第15回目の委員会を開催し、町長への総括質疑を行った。質疑の内容は次のとおりである。

〈表10〉七飯町道の駅民間活力導入スケジュール

項目	平成28年度			平成29年度								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
①民間活力募集要項の作成												
②募集要項の公表												
③応募者募集												
④審査委員会による審査												
⑤事業者の決定												

①道の駅の基本となる交通量について
 道の駅の立地条件が交通の量が多く、非常に利用が進むという事でこの位置に設定しているが、道路交通センサスの本町ICから藤城ICの交通量は、平成17年で14,259台だったのが平成22年には13,079台に落ちてきている。このことをどうとらえるのか伺いたい。

②北海道縦貫自動車道の今後の計画と道の駅について
 北海道縦貫自動車道が将来函館新道と接続された場合、一般道を通る交通量が激減することが予想され、道の駅の採算も合わなくなると思うが、縮小や見直しの考えはないか伺いたい。

③農産物の直販について
 農産物の販売が道の駅の採算に大きく影響してくるが、本町や大中山にも直販所が多くあり、地域の人はそういうところを利用しているなかで、かなり離れた峠下地域でそういう直販をしても地域の人が来るとは考えられず、農産物の直販でやっていける場所なのかというのが、非常に危惧される。この問題をどう考えるのか伺いたい。

④農産物を提供する農家の問題について
 町内にある直販所に農産物を出している農家は、その地域に近いところであり、峠下や藤城の生産者が立ち上がって動かない限り、この農産物の直販所自体が成り立たないと考えるが、町は1回団体と交渉したが断られており、農産物の提供農家との話が進んでいない。また、北斗市にある農協が経営する直販の施設においても、冬期間は農産物が集まらず閑散としている状態である。そこで今後の見通しと農産物の利益2,160万円が可能かどうか伺いたい。

現在、事業着手している10kmの内、トンネル区間が約7kmあり、事業費が、約900億円必要であることからトンネルが開通するまでは相当期間を要するものと認識している。

将来的に高速道路が接続することも想定し、その際には、函館開発建設部に対し、ICから道の駅へスムーズなアクセスができるよう要望するとともに、道の駅の魅力を高め多くの皆様に利用される施設となるよう努力しますので、現状としては縮小や見直しの考えはない。

③農産物の直販について
道の駅は町の特産品や農産物を道路利用者や地域住民に広くPRすることが可能となる観光交流施設の位置付けとして捉えており、販売して利益を生み出すことを目的とした施設として、ただけではなく、施設整備を機に住民活力の礎となるような施設づくりを願い、現在関係担当が懸命に準備作業を進めている状況である。

確かに七飯町内では個別農家が積極的に農産物の直売を行っており、地元住民の顧客も固定化している状況にあるものと認識してい

るが、七飯町の農業生産の歴史を振り返り、幅広い道路利用者へも積極的にアピールを行うことによって、そこに付加価値を定着させていきたいという強い思いがある。

道の駅整備を機に、観光交流を積極的に推進し生産者と消費者が共に手を取り、当町から全国へ現在の農業生産技術が発信された歴史的要素を振り返り、併せて高品質な農業生産地としてのPRを積極的に進めていく。

このことから、道の駅は七飯町内の中間地点という位置づけの立地や町の情報発信機能としての役割を捉えていくには農産物直売所として適地であり、道の駅周辺にある既存の観光施設や飲食店なども連携し、相乗効果が生まれるよう努力する。

また、七飯町は海のない町ではあるが、大沼のワカサギなどの水産物もあり、広域観光事業を進めている環駒ヶ岳広域観光協議会の仲間である森町、鹿部町、あるいは函館市、北斗市などの近隣市町との連携の中で海産物などの品ぞろえも充実させることによって、更なる集客が図られると考え

ている。

④農産物を提供する農家の問題について
農産物を提供していただく農家は、峠下や藤城地区が中心となると考えており、現在中心となるべき農家の方々と条件や課題について話し合いを進めている。

冬期間の農産物の仕入れについては、七飯周辺から調達することは困難であるが、町内には全国的にも有名な優れた特産品やバラエティに富んだ加工品が数多くあり、農産物や加工品については産地を拡大して仕入れ・販売するような検討も必要であると考えている。

売上げ想定については、基本計画において条件を仮定して算出している。今後決定する運営組織が健全な運営ができるよう、町としても全力を挙げて支援・協力していく。

なお、農業団体とは意見交換はしたが、交渉し断られたという事実はない。

⑤道の駅の基本計画の収益について
営業収益については、基本計画において条件を仮定して算出している。運営組織は指定管理者として委託することを考えており、運

営組織が健全な経営が出来るよう、町としても全力を挙げて支援・協力をしていく。

⑥起債の償還について
本「道の駅事業」についても、他の大型の公共事業と同様に起債を活用し、事業実施する計画である。

現在、建物の実施設設計等による事業量の変動はあるので確定数とはならないが、総事業費が12億円となった場合、社会資本整備総合交付金、基金の繰り入れを行い、残りの約7億2千万円は起債の活用をする。

償還は、20年償還とした場合、年間36,000千円の元金の返済プラス利息が発生するが、合わせて単年度で約37,000千円の返済額が見込まれる。

償還は、一般会計で予算計上し、返済する計画である。

道の駅には、休憩施設、情報発信機能のほか、町の農産品・特産品の販売、食事の提供する機能を持つが、全てを売上げ利益だけでなく、償還するものではなく、他の公共施設と同様に町が長期的な財政推計の中で今後の収支状況を考慮し償還していく。

⑦指定管理について
「七飯町道の駅基本計画」の管理運営手法においては、町が直接管理運営する直営方式と指定管理方式と民間委託方式の3つの方法が考えられておりました。

道の駅は公共性と事業性の二つの面を併せ持つことから、基本計画において管理運営手法のメリット・デメリットなどを整理した結果、直営方式ではなく指定管理方式が望ましいと判断している。

指定管理方式では、24時間トイレなどの公的部分は指定管理料で支払われるが、特産品販売や農産物販売、飲食などの収益部分は指定管理者の裁量となることから、運営の赤字について町からの補助、補填は考えていない。

⑧特産品について
七飯町には、全国に誇る農産物、畜産物、花卉、果樹内水面ですが水産物まで様々な特産品があり、それらにまつわる歴史がある。

ガルトネルが七飯町に江戸幕府の耕作地試作許可を得てから今年で150年となり、ガルトネルが行った西洋式農業が七重官園に引き継がれ、官園で得られた栽培技

術や研究成果が道南、道内だけではなく各地で活用され日本の農業の支えとなったものである。

このような歴史、ストーリー性のある特産品は、他の地域では決して真似する事の出来ない、七飯町でしかできないものと自負している。

発祥の物としては、リンゴ、サクランボ、男爵いも、チーズ、ホップ等があり、特にチーズの発祥については牛を飼っていたということ、現在七飯町では黒毛和牛や函館大沼牛、峠下牧野組合で赤毛を生産していた時期もある。

ホップについても発祥の地であり、全国でも金賞を受賞する大沼地ビール、ワイン工場も七飯町にはある。また、リンゴジュースやガラナ、牛乳もあるので、感謝祭のような形で年に一度やっていければ素晴らしい道の駅になると考えている。

委員より、次のような再質問があった。

①平成22年度に測定した交通量調査の数値を採用しているが、最近の交通量がどう変化しているか。

②高速道路を利用する車が道の駅に立ち寄る確率はか

増やそう資源!

なり低く、町の計画は甘いのではないか。

③立地条件は農産物直販の適地ではなく、新幹線の利用客も道の駅に寄るといふのは期待しすぎではないか
④農産物を提供する農家との関係についての見通しと、地場産品の提供の進捗状況、また1年を通して農産物の確保ができるのか。
⑤利益はどのように配分するのか。

⑥また半年は雪に埋もれることになるが、基本計画にある収益を絶対確保をできるのか再度確認したい。
⑦指定管理の進捗状況について。

⑧道の駅は公共施設ではなく、商業施設でないのか。
⑨道の駅が起爆剤になる根拠を教えてください。
⑩檜山管内との連携について。

⑪民間活力の公募に際しての公募条件の中に、道産品あるいは、最低でも道南の特産品の取り扱いを入れることができるか、また公募は道南からという幅広い考えはあるか。

町長の答弁は次のとおりであった。
①平成27年度には同じ場所で調べていないか確認をす

る。
②ICのアクセスを良くすることにより問題は無い。高速道路の利用者の目的地が七飯町の道の駅となるようにしていきたいと考えているため、町の計画は決して甘くない。

③町民が利用する観点から中間地点であり、レンタカーの利用者にも一番利用しやすい地点で適地だと判断している。

④各課の担当職員が農家と話をしているところであり、一生懸命取り組んでいく。また加工品や、近隣市町との連携を図りながら海産物なども提供し、七飯町で生産されたものを七飯町が加工して付加価値をつけ道の駅に行くか買えるのだというものもやっていきたい。

⑤起債は町が責任をもって償還をし、収益の配分についてはこれからの協議になる。

⑥基本計画に基づいてしっかりやる。絶対大丈夫と思っている。
⑦3月末に実施設計が出来上がり、指定管理者を決めて打ち合わせをしながら進めていく。

⑧24時間トイレや駐車場、

子どもが遊べる場所を確保することから、公共施設である。

⑨多くの方の施設利用が経済の活性化につながるという意味である。
⑩渡島管内に限らず、北海道という広域の観点でしっかりやっていく。

⑪取扱品は公募の中の条件に入れていきたい、また北海道のエリアでやりたいという人であれば拒むことはない。

これまでの活動について、平成29年第1回定例会に提出する最終報告書への記載事項を確認し委員会を閉会した。

7.平成29年2月20日に第16回目の委員会を開催し、これまでの活動について、平成29年第1回定例会に提出する最終報告書のまとめを行ったが、記載事項の追加があったことから次回に確認することとし委員会を閉会した。

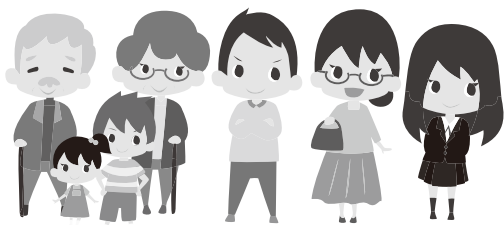
8.平成29年2月27日に第17回目の委員会を開催し、最終報告書の確認を行い委員会を閉会した。

9.まとめ

以上が平成28年第3回定例会で報告した以降の調査活動である。

道の駅の建設にあたっては、実施設計の途中ではあるが、いろいろな観点から議論をしてきた。重要なのは、運営の仕方により収益が大きく変わる可能性があることから、今後十分な検討を望むものである。

北海道新幹線が開業し、道の駅が開業することは当町にとって大きな経済効果が見込まれることから、中期の展望に立ったまちづくりを進めることを望み、当特別委員会の活動を終了するものとする。



特別委員会報告

「防災・災害に関する調査特別委員会」

委員長 畑 中 静一

平成27年6月15日第2回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1.平成27年6月15日に第1回目の委員会を開催し、委員長に畑中静一委員、副委員長に佐野史人委員をそれぞれ互選した。

2.平成27年7月16日に第2回目の委員会を開催し、今後の調査方法及び要求資料の確認について協議した。今後の調査方針については、課題となっている事項や継続して活動する事項を主に調査することを決定した。
要求資料は、湯出川準用河川改修事業及び軍川、藤城川、蒜沢川、水無沢川の砂防事業の計画の概要、進捗状況、今後の予定についての資料。久根別川改修事業の今後の予定についての資料。駒ヶ岳火山防災の前特別委員会での報告に対する検証

3.平成27年8月10日に第3回目の委員会を開催し、総務部長、総務財政課長、農林水産課長、土木課長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料の聴取調査を行うとともに、湯出川準用河川改修事業の現地調査を行った。
はじめに、湯出川準用河川改修事業の計画の概要は、湯出川は国道横断管・JR横断管の流下能力不足で、豪雨の際には頻繁に浸水災害をもたらしている。
本事業では、これらの浸水災害を軽減するため、JR

橋の流下能力の向上及び上流の湯出川、武佐川の洪水を一時的に貯留し、流下する水量を調整する遊水池の設置、河道の整備を計画するもので、計画延長は湯出川0.13km、武佐川0.46km計0.59kmで、計画規模は3.7分の1である。

進捗状況については、湯出川と武佐川は平成25年12月に準用河川に指定され、平成26年3月に事業計画を策定、平成26年度よりJR橋の改修工事を開始し平成27年9月に完成予定となっている。また、本事業の他に、平成26年度に開発建設部により国道横断管の改修工事が実施されている。

平成27年度は、上流で発生した水を一時的に貯留し、流下する水を調整するための遊水池概略設計を発注する予定となっている。

今後の予定については、平成28年度は遊水池・河道実施設計を行い、決定した形状をもとに平成29年度に用地測量、用地買収を進め、平成30年度に工事着手、平成32年度の完成を目指すとしている。

が砂防事業として着手したもので、砂防施設を整備し、人家などを土砂災害から守ることを目的にしている。

計画施設は遊砂地2基、溪流保全工3.5kmで、保全対象は人家69戸、ハッピーおぬま、道道1.7km、鉄道0.6kmとなっている。

進捗状況は、平成21年度から平成26年度までは、測量、設計、用地補償を行っており、平成25年度から1号遊砂地工事に着手、平成28年度の完成の予定である。平成27年度の工事は、この遊砂地160m区間で床固工1基と掘削1万mを平成27年10月から平成28年3月まで実施する予定となっている。

今後の予定については、現在の事業区間の設定が平成28年度であるため、来年度は予算によっては、事業期間の延長も視野に入れていくということであった。

藤城川通常砂防事業の概要は、平成19年度の被害を契機に、平成22年度より北海道が砂防事業として着手したもので、砂防施設を整備し、人家や小学校などを土砂災害から守ることを目的としている。

計画施設は砂防堰堤1基、溪流保全工が本川1.5km、支

川1.6km、計3.1kmで、人家44戸、藤城小学校、公民館、保育園などが保全対象となっている。

進捗状況は、平成22年度から平成26年度までが測量、設計、平成27年度から工事着手となっており、今年度の工事は遊砂地内の帯工2基、土工2,000mを平成27年11月から平成28年3月までの予定で実施するとなっている。

今後の予定については、平成28年度、平成29年度に遊砂地を含む本川の溪流保全工、平成29年度に支川の砂防堰堤工、平成30年度、平成31年度に支川の溪流保全工を実施し、事業を完了する予定となっている。

蒜沢川通常砂防事業の概要は、平成9年の被害を契機に、平成11年より北海道が砂防事業として着手したもので、砂防施設を整備し、人家や事業所などを土砂災害から守ることを目的としている。

計画施設は既設堰堤の改修2基、山腹工490m、溪流保全工3.9m、流木捕捉工1基で、人家24戸、事業所16戸などが保全対象となっている。

進捗状況は、平成11年度から平成26年度にかけて測

量、設計、用地補償、平成16年度に工事着手をして、これまで溪流保全工を継続して工事している。平成27年度は、遊砂地内の帯工1基と土工3,000mを平成27年12月から平成28年3月にかけて実施する予定となっている。

今後の予定については、平成28年度、平成29年度に溪流保全工、山腹工、平成28年度から平成30年度にかけて既設堰堤の改修工事、平成30年度から平成31年度にかけて流木捕捉工を実施する予定となっている。

水無沢川通常砂防事業については、現在、新規事業採択に向けて北海道開発局と協議中であり、正式な事業と認められていない状態にあるため、平成28年度着手に向け現在協議を進めている段階である。

事業の概要は、平成19年度、平成22年度の豪雨により流域内が荒廃し、今後、下流域への土砂流出が懸念されるため、砂防施設を整備し、人家などを土砂災害から守ることを目的としている。

計画施設は、砂防堰堤1基、溪流保全工が1.01km、床固工1基で、人家334戸、事

業所9戸、国道5号線を保全対象としている。

次に、久根別川広域河川改修事業の概要は、昭和56年、昭和61年、平成3年の被害を契機に、平成4年より北海道が広域河川改修事業として着手し、久根別川、蒜沢川を対象に堤防の新設、河道拡幅などを実施し、浸水被害を防止することを目的としている。

計画延長は、久根別川15.2km、蒜沢川3.6kmの計18.8kmで、築堤工33.15km、掘削工18.8kmと橋梁工などを実施する計画となっている。

進捗状況は、平成4年度の事業着手から、測量、設計、用地補償、改修工事を進め、平成27年度は藤城川合流点からその上流、藤城2号橋までの200m区間の掘削と3,000mの護岸を平成27年9月から平成28年3月まで実施する予定となっている。

今後の予定については、道道七飯大野線の橋梁、久根別9号橋より上流の河道の暫定掘削、築堤工、橋梁架替を平成32年までに完了させ、その後は最下流から完成河道断面にて掘削工を進め、平成40年の事業完成を目指すとしている。

次に、駒ヶ岳火山防災、前特別委員会での報告に対する検証について、平成27年5月8日に開催された平成27年度第1回駒ヶ岳火山防災会議協議会幹事会において協議された今年度の登山、入山される方々への注意事項を周知するパンフレット

については、駒ヶ岳は、活動中の火山であること、シエルトが無いこと、登山においては自己責任のもとヘルメットやマスク、ゴーグル等の携行を推奨し、6合目に注意を促す看板を設置するとしている。森町で配置していた管理人については、平成27年度は配置されていない。

また、パンフレットを大沼国際交流プラザに配置し、町のホームページから森町のホームページへのリンクや、気象庁、北海道森林管理局のホームページにおいて



減らすべく努力

も、駒ヶ岳の情報が掲載されている。

火山情報の提供と噴石を避けるための対策については、気象庁、札幌管区気象台へ平成26年10月30日に訪問をし、アメダス既存施設の移設・機能拡充について要望している。

今年度の北海道渡島総合開発期成会の要望事項には、重点要望事項にシエルター等避難施設の整備という項目を追加し、平成27年6月24日に北海道、翌25日に中央省庁へ要望活動を実施している。

観光客に対する周知対策は、日本語、英語、中国語、韓国語表記による周囲道路への避難所標識を6カ所設置し、避難所指定になつている大沼地区の会館等に設置している避難所表記を4カ国語としている。

国の動向は、気象庁が全国47火山で登山者や観光客への対応を充実させるため、5分以内に噴火速報を出し、スマートフォンを通じたりアルタイムの火山情報の提供を平成27年8月4日午後から開始となった。

次に、災害別の対策、災害別(風水)の対策マニュアルについて、七飯町地域防災

計画には災害対策本部の設置を規定し、気象業務に関する計画には、風水に関する警報、注意報などが記載され、気象予報、警報並びに情報等伝達系統で情報伝達が行われる計画となつている。

水防法に基づく水防警報には、水防警報の種類、内容、発表基準及び伝達を記載し、異常現象を発見した者の措置等及び地区別情報連絡責任者について記載している。予防計画は、重要警戒区域及び整備計画、水害予防計画、風害予防計画が記載されている。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害編)に

については、北海道で危険性のあるところが指定されているが、私有地もあることから理解が得られない状況である。

広島市の土石流の被害が発生する中、最近は道南においてもゲリラ豪雨などの異常気象が目立ってきていることから、居住している方々の意識の変化もあり理解が進むとしている。

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの水害編には、警戒すべき区域、箇所、避難勧告等を判断する情報、避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動、避難行動についての基本的な考え方、避難勧告等の発令の判断基準、災害の発生が想定される際の体制と情報分析、避難勧告等の判断のため分析、確認する情報、避難勧告等の解除判断基準、助言を求めることのできる機関、避難勧告等の情報伝達、避難勧告等の伝達文の例が記載されている。

雨が降った際、国土交通省の雨量を確認し、計画に従い住民にも情報を周知していくとしている。

今回の委員会の開催日程について委員長、副委員長

に一任し、委員会を閉会した。

4.平成27年10月19日に第4回目の委員会を開催し、経済部長、土木課長の出席を求め、前回の委員会で説明の有った、久根別川広域河川改修事業、藤城川通常砂防事業、軍川通常砂防事業、水無沢川通常砂防事業の現地調査を行った。

次に、渡島総合振興局、北海道、北海道開発局へ、久根別川広域河川改修事業、藤城川通常砂防事業、軍川通常砂防事業の整備促進と、水無沢川通常砂防事業の新規着手、湯出川準用河川改修事業の推進と、七飯町水防センターの事業促進について要望活動をする事を確認し委員会を閉会した。

5.平成27年10月26日に当委員会及び議長、町長とともに渡島総合振興局に対し、要望活動を行った。

要望活動は、当委員会及び議長、町長とともに渡島総合振興局に出向き、渡島総合振興局に対し、久根別川広域河川改修事業、軍川通常砂防事業、藤城川通常砂防事業の整備促進と水無沢川通常砂防事業の新規着

手について要望した。

要望事項に対しての回答は、事業着手している3河川は地元の協力を得ながら事業を推進したい、また新規事業となる水無沢川については、検討することであった。

6.平成27年10月30日、31日に当委員会及び議長、町長とともに北海道開発局及び北海道への要望活動を行った。

はじめに、北海道開発局に対しては、JR函館本線と交差する横断管の改修を実施したが、まだ上流に危険な河道狭窄部があることから、集中豪雨時に河川が氾濫する危険性があり、抜本的な改修をするため交付金事業の継続について要望した。

また、河川を監視し、迅速な水防活動に取り掛かる拠点となる七飯町水防センターの早期完成について要望した。

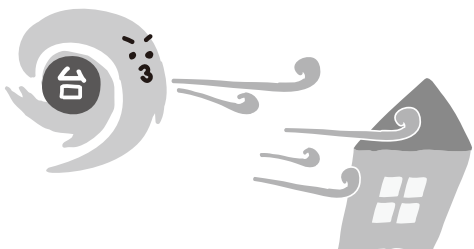
次に、北海道への要望は、二級河川久根別川広域河川改修事業の整備促進、軍川通常砂防事業の整備促進、藤城川通常砂防事業の整備促進について要望した。久根別川については、峠

下以南の河川が全て久根別川に流入しており、近年の集中豪雨により久根別川水系でたびたび河川氾濫の被害が発生していることから、現在進められている広域河川改修事業の整備促進・早期完成について要望した。

軍川、藤城川についても、集中豪雨時にたびたび河川氾濫の被害が発生し、通常砂防事業が認可されていることから、早期完成について要望した。

また、水無沢川については、桜町地区及び上藤城地区の市街地を流れ、久根別川に流入しており、集中豪雨時には上流からの土石流の発生が想定されることから、新規着手の要望をした。

要望の結果、北海道開発局については、要望の趣旨に沿って国土交通省と協議すること、北海道については、広域河川改修事業及び通常砂防事業の推進に積極的であることから、要望趣旨に沿って努力することの回答を得た。



長、学校教育課長の出席を求め、提出資料に基づき聴取調査を行うとともに、現地調査を行った。

また、現地調査には、町長及び教育長も随行した。

はじめに、台風10号の状況は、渡島・檜山地方で8月30日から31日の未明にかけて大荒れとなり、30日午前0時から31日午前9時までの降水量の合計は、七飯町大沼で118.0mm、福島町千軒で68.5mmを観測している。また、函館空港とせたな町瀬棚とともに最大瞬間風速36.5m/sを伴う暴風を観測した。この影響で、国道や道路の一部が通行止め、JRなどの公共交通機関の運休や遅れ、停電の被害が生じた。

土木施設関係被害状況は、倒木等21件、冠水・道路洗掘4件、法面崩壊1件、その他6件の合計32件であった。農業施設関係被害状況は、調査時点においても風倒木や路面の洗掘により確認できない状況が続いており、確認できたものでも36件におよんでいる。

また、農作物にも強風や冠水により被害がおよんでいる。教育施設関係被害状況は、

大中山小学校の北側校舎の屋根のトタンが、約10mにわたり剥がれ、風倒木により大中山中学校校長住宅の破損、荻間川の氾濫による軍川小学校校長住宅及び教頭住宅の床下浸水であった。その他、国道5号の松並木が強風で数本倒れ、折戸川の増水により道道大沼公園鹿部線の一部が50mにわたり崩落し、通行止めとなった。

委員会では、農業被害の状況、大川一本栗神社の倒木、大中山小学校の屋根の破損、大沼12号線の法面崩壊、上軍川2号線・荻間川の河道埋塞、国営14号支線道路の舗装路面洗掘損壊、東大沼4号線(雨罅川)の道路洗掘、道道大沼公園鹿部線の道路決壊の現地調査を行った。

次回の委員会を9月8日に開催し、当委員会及び議長、町長とともに渡島総合振興局へ出向き、平成28年台風10号による被害復旧について要望活動を行うことを確認して、委員会を閉会した。

8.平成28年9月8日に第6回目の委員会を開催し、当委員会及び議長、町長と

ともに渡島総合振興局に対して、要望活動を行った。要望活動は、当委員会及び議長、町長とともに渡島総合振興局に出向き、台風10号による被害状況の説明をし、災害復旧事業に対する助言・指導、軍川砂防事業の促進、道道大沼公園鹿部線の早期復旧・全面開通及び回路の確保、七飯の一本栗「保護、保全に対する財政的な支援について要望した。

要望事項に対しての回答は、激甚災害の指定を取る手続きを進め、事業採択に向けて検討することであった。また、道道大沼公園鹿部線の早期復旧に向け検討することであった。一本栗については、今後協議をし対応を検討することのことであった。

次回の委員会の開催日程について委員長、副委員長に一任し、委員会を閉会した。

9.平成29年2月15日に7回目の委員会を開催し、今までの調査内容を踏まえ報告書への記載事項の確認を行い、次回の委員会へ、平成29年第1回定例会に提出す

る報告書のまとめを行うことを確認して、委員会を閉会した。

10.平成29年2月23日に第8回目の委員会を開催し、これまでの調査活動について、平成29年第1回定例会に提出する報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

11.まとめ
当委員会は、七飯町でもゲリラ豪雨等によりたびたび災害が発生していることから、速やかな被害状況の把握、計画されている通常砂防事業の円滑な推進やその他の懸案事項について調査するとともに、災害に強いまちづくりに向けて少しでも前進することを目的に設置されている。

当委員会では、軍川、藤城川通常砂防事業を進め、水無沢川通常砂防事業への新規着手や河川の氾濫により被害のあった湯出川の改修などについて聴取調査や現地調査を行ってきた。



治体等との連携により、災害を最小限に留めることが望まれる。

昨年は、台風10号の暴風雨や局地的な豪雨などによって災害が発生しており、道路の決壊、河川の増水、床下浸水、農地の冠水、落果などの被害が発生し、いまだに大沼公園鹿部線の全面復旧とはなっていない。このような状況のもと、最近の情報化時代においては、気象情報は確かなものであることから、七飯町においては災害復旧とともに、「減災」に力点を置いた災害・防災対策を望むものである。

また、幹線道路に対する回路の整備について関係機関へ要望することを望むものである。

以上が、当委員会が調査した事項であり、七飯町でも自然災害による被害がたびたび発生していることを踏まえると、今後は、懸案となつている軍川・藤城川の通常砂防事業の推進、水無沢川の通常砂防事業の新規着手、久根別川、湯出川の改修に向けての要望活動や災害が発生した時の調査活動を続けることが重要であることを申し上げ、最終報告とする。

減らすべく努力

特別委員会報告

平成29年度予算審査特別委員会

委員長 上野 武彦

平成29年3月7日第1回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

1. 審査に付託された事件名

議案第10号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

者支援金等課税額、条例第6条に規定する後期高齢者支援金等の資産割額、条例

2. 審査の経過

平成29年3月7日、8日、16日、21日の4日間委員会を開催し、町長、民生部長、住民課長の出席を求め、審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決定 原案可決
(2) 理由

当特別委員会に付託された七飯町国民健康保険税条例(平成20年条例第2号。以下「条例」という。)の一部改正は、条例第2条第2項に規定する基礎課税額、同条第3項に規定する後期高齢

表1 国民健康保険税課税限度額の改正内容

項目	現行	改正後	引上げ額
基礎課税額	52万円	54万円	2万円増
後期高齢者支援金課税額	17万円	19万円	2万円増
介護納付金課税額	16万円	16万円	改正なし
合計	85万円	89万円	4万円増

表2 現行の国民健康保険税率

項目	基礎課税分(医療分)	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	8/100	2/2100	2.1/100
資産割	38/100	10/100	9.5/100
均等割(被保険者1人につき)	23,000円	5,000円	9,000円
平等割(1世帯につき)	25,000円	6,000円	7,000円

第9条の2に規定する後期高齢者支援金等課税額の税率及び税額を改正するものである。
条例第2条第2項の基礎課税額「52万円」を「54万円」に、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額「17万円」を「19万円」に改正し、介護納付金課税額を含めた課税限度額の合計は、4万円増額となり89万円となる改正となっている。
条例第23条では国民健康保険税の減額について、条例第2条第2項及び第3項

表3 改正後の国民健康保険税率(後期高齢者支援金分)

項目	現行	改正後	引上げ率(額)
所得割	2/100	2.5/100	0.5/100増
資産割	10/100	0	10/100減
均等割(被保険者1人につき)	5,000円	17,400円	12,400円増
平等割(1世帯につき)	6,000円	6,000円	改正なし

と同様に改正している。
条例第9条の2について、表2、表3のとおり、後期高齢者支援金等課税額の税率を所得割「100分の2」を「100分の2.5」に、資産割を廃止し、均等割「5,000円」を「17,400円」に改正している。
資産割については、北海道の国民健康保険税算定方式が資産割を除く所得割均等割、平等割の3方式となっており、将来的に当町も3方式に移行するため廃止をする説明があった。
条例改正に伴う影響額に

表5 国民健康保険課税限度額の影響額 (単位：円)

項目	改正前	改正後	差額
基礎課税分	476,406,664	478,583,476	2,176,812
後期高齢者支援金分	118,920,894	120,131,995	1,211,101
合計	595,327,558	598,715,471	3,387,913

※影響世帯117世帯

表4 国民健康保険税率改正後の影響額(後期高齢者支援金分) (単位：円)

項目	改正前	改正後	差額
所得割	64,291,590	75,160,442	10,868,852
資産割	12,241,704	0	△12,241,704
均等割	25,561,500	88,731,300	63,169,800
平等割	16,826,100	16,826,100	0
合計	118,920,894	180,717,842	61,796,948

※均等割7,394人

については、表4、表5のとおりとなっている。
今回の改正について、当町の国民健康保険特別会計(以下「国保会計」という。)は平成26年度から赤字決算が続き、平成28年度も赤字決算となる見込みであり、累積赤字も約1億6千万円となる非常に厳しい状況である。そのため国保会計の累積赤字額の縮減と平成30年度から保険者の単位が市町村単独から北海道と市町村との共同保険者に変更され、北海道から負担を求められる「国保事業費納付金」の財源確保のための対策を平成29年度から講じるため、また課税限度額について現在85万円となっているが、地方税法は既に89万円に改正され、当町は国保会計が赤字であるにも関わらず課税限度額が国の基準に達していないことは、町の経営姿勢が問われること、更には、担税力のある高所得者の課税限度額を引き上げることで、中間所得層の負担軽減を図るため、国民健康保険税率と課税限度額の改正を行うと説明があった。併せて一人当たりの調定額について説明があり、当町の一人当たり調定額は平成

増やそう資源!

(単位：円)

表6 平成27年度1人当たり調定額

渡島管内順位	全道順位 (157市町村中)	保険者名	1人当たり調定額
1	17	鹿部町	132,172
2	44	八雲町	114,731
3	55	長万部町	110,432
4	78	知内町	101,674
5	87	森町	98,007
6	107	函館市	90,039
7	112	北斗市	88,003
8	118	木古内町	86,874
9	120	福島町	86,024
10	127	松前町	84,431
11	131	七飯町	82,479

27年度では道内157市町村中131番目で、渡島管内では11市町中最も低い金額となっていると説明があった。

委員からは、今後の財政推計について資料要求があり、町から表7のとおり平

成35年度までの国保会計の財政推計の提出があった。当初約1億6千万円の累積赤字となる見込みであったが、その後の医療費支出が予想を下

(単位：千円)

表7 国民健康保険特別会計財政推計

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
歳入	4,030,000	4,090,000	4,082,000	4,072,000	4,041,000	3,982,000	3,914,000	3,786,000
歳出	4,167,000	4,222,000	4,208,000	4,188,000	4,141,000	4,066,000	3,983,000	3,839,000
差引	△137,000	△132,000	△126,000	△116,000	△100,000	△84,000	△69,000	△53,000
繰上充用金	96,000	137,000	132,000	126,000	116,000	100,000	84,000	69,000
単年度収支	△41,000	5,000	6,000	10,000	16,000	16,000	15,000	16,000

回ったことにより約1億3千700万円となり、今回の改正により平成29年度より単年度収支で黒字に転換する推計となっている。累積赤字については、平成28年度と比較すると平成35年度には84,000千円減少し、53,000千円となり、最終的には平成40年度に解消される見込みとなっている。町はこの累積赤字について、累積赤字解消目標年度を平成35年度とし、急激な税率改正とならないよう計画的に毎年度、国民健康保険税率の見直し検討を行い、被保険者の理解を得られるよう国保会計の財政状況等の情報公開に努めるとしている。

以上のことを留意のうえ、内容を審査したところ、今回の条例改正は単年度収支の赤字解消のための改正で、今後急激な税率改正を行わないために、累積赤字解消の目標年度を定め、毎年度税率改正の検討を行う計画であり、採決した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

特別委員会報告

平成29年度予算審査特別委員会

委員長 上野 武彦

平成29年3月7日第1回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

1. 審査に付託された事件名

議案第12号 七飯町火葬場設置条例の一部改正について

2. 審査の経過

平成29年3月7日、8日、9日、16日、21日の5日間委員会を開催し、民生部長、環境生活課長の出席を求め、審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決定 原案可決
(2) 理由

当特別委員会に付託された七飯町火葬場設置条例(平成9年条例第46号。以下「条例」という。)の一部改正は、条例第3条に規定する使用料について、別表を改正するものである。

条例第3条の別表のうち町外使用者の使用料を「大人(満13歳以上)26,000円、小人(満13歳未満)13,000円、その他(死産・肢体の一部等)8,000円」を「大人(満13歳以上)39,000円、小人(満13歳未満)19,000円、その他(死産・肢体の一部等)12,000円」に改正するもので、改定率は最大50%となっている。町からは改正について、維持管理費用が増加しつつあり、適正な負担の確保から応分の負担を求めるために改正すること、また算定に当たっては平成25年度から平成27年度の実績額を精査して算出しているとの説明があった。この改正による影響として町外利用が減少することが考えら

減らそうぞうロケール

増やそう資源!

れるが、近年火葬場の町外利用が表1のとおり全体の3割を占め増加している状況にあり、改正により町民の使用機会の拡大につながる

表1 火葬場稼働実績 (単位:件)

年度	町内利用	町外利用	合計
平成25年度	317	129	446
平成26年度	291	125	416
平成27年度	322	152	474

委員からは、実績額から算出した金額は一人当たり48,000円となっており、応分の負担を求めるといのであれば、48,000円に改正すべきではないのかと質疑があり、町からは急激な負担増とならないよう改定率を5%としたと説明があった。また町民の負担増について質疑があり、町からは「使用料・手数料の見直し基準」で火葬場の受益者負担率は25%となっており、町内利用については、この基準に従って算定

した結果、現行の使用料で改正の必要はないと説明があった。
以上のことを留意のうえ、内容を審査したところ、今

回の改正は町民以外の使用に對して応分の負担を求めると規定している。また同条別表について、雑草等の除去回数は2回刈を基本とし、手数料を331㎡未満の場合「7,500円」を「12,000円」(改定率60%)に

特別委員会報告

平成29年度予算審査特別委員会

委員長 上野 武彦

平成29年3月7日第1回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

1. 審査に付託された事件名

議案第16号 空き地の環境保全に関する条例の一部改正について

2. 審査の経過

平成29年3月7日、8日、16日、21日の4日間委員会を開催し、民生部長、環境生活課長の出席を求め、審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決定 原案可決

(2) 理由 当特別委員会に付託された空き地の環境保全に関する条例(平成12年条例第18号。以下「条例」という。)の一部改正は、条例第7条に第2項を追加し、同条に規定する手数料の別表を改正するものである。
条例第7条第2項では、空き地の管理者から雑草等の除去申請を受けた場合には、あらかじめ同条別表に定める手数料を徴収するが、除去回数が2回に満たない

ときは、実施しなかった回数に應じた差額を還付することを規定している。また同条別表について、雑草等の除去回数は2回刈を基本とし、手数料を331㎡未満の場合「7,500円」を「12,000円」(改定率60%)に改正することとしている。町からは改正に伴う影響として、管理者の負担が増えることにより雑草等除去の実施率が減少する懸念があると説明があり、町民には町広報やホームページで周知して、町外の管理者には次年度の案内文に同封して周知すると説明があった。
委員からは、固定資産税の案内に改正の内容を同封して、できるだけ早く周知するよう意見があり、町からは実施できるよう検討すると説明があった。
以上のことを留意のうえ、内容を審査したところ、今回の改正は実勢価格に近付けるための改正であり、改正する価格(手数料)も北海道建設部の土木工事積算基準、国土交通省の公共事業設計労務単価及び建設機械等損料を基に算出していることから、採決した結果、全員一致で可決すべきものと決定した。

特別委員会報告

平成29年度予算審査特別委員会

委員長 上野 武彦

平成29年3月7日第1回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

1. 審査に付託された事件名

議案第1号 平成29年度七飯町一般会計予算

議案第2号 平成29年度七飯町国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成29年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号 平成29年度七飯町介護保険特別会計予算

議案第5号 平成29年度七飯町下水道事業特別会計予算

議案第6号 平成29年度七飯町土地造成事業特別会計予算

議案第7号 平成29年度七飯町水道事業会計予算

2. 審査の経過

平成29年3月7日、8日、9日、10日、13日、14日、16日、21日の8日間、委員会を開催し、町長、教育長、担当部長、教育次長、担当課長、センター長、事務局長及び参事の出席を求め、審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決定 原案可決
(2) 理由 当委員会に付託された7

議案について、慎重に審査した結果、議案第1号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第2号から議案第7号まではいずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

平成29年度一般会計予算

■歳入

(単位：千円)

款	平成29年度予算	平成28年度予算	比較
1 町 税	2,695,842	2,558,506	137,336
2 地方譲与税	107,900	101,300	6,600
3 利子割交付金	2,000	3,800	△1,800
4 配当割交付金	11,400	16,900	△5,500
5 株式等譲渡所得割交付金	9,900	1,700	8,200
6 地方消費税交付金	528,600	472,700	55,900
7 ゴルフ場利用税交付金	5,500	5,000	500
8 自動車取得税交付金	20,000	13,300	6,700
9 地方特例交付金	15,100	13,600	1,500
10 地方交付税	3,170,000	3,250,000	△80,000
11 交通安全対策特別交付金	3,500	3,500	0
12 分担金及び負担金	163,721	179,453	△15,732
13 使用料及び手数料	227,083	221,808	5,275
14 国庫支出金	1,655,375	1,873,237	△217,862
15 道支出金	837,580	774,514	63,066
16 財産収入	22,453	18,414	4,039
17 寄附金	60,004	20,004	40,000
18 繰入金	885,168	789,691	95,477
19 繰越金	5,000	5,000	0
20 諸収入	235,874	202,273	33,601
21 町債	1,738,000	2,115,300	△377,300
合計	12,400,000	12,640,000	△240,000

■歳出

(単位：千円)

款	平成29年度予算	平成28年度予算	比較
1 議会費	102,125	101,221	904
2 総務費	556,509	504,470	52,039
3 民生費	3,833,111	3,741,175	91,936
4 衛生費	849,184	842,891	6,293
5 労働費	39,305	39,305	0
6 農林水産業費	450,366	125,416	324,950
7 商工費	156,710	138,151	18,559
8 土木費	1,786,909	2,073,508	△286,599
9 消防費	565,369	475,424	89,945
10 教育費	1,722,445	2,279,181	△556,736
11 災害復旧費	1,000	1,000	0
12 公債費	1,057,420	1,053,104	4,316
13 職員費	1,274,547	1,260,154	14,393
14 予備費	5,000	5,000	0
合計	12,400,000	12,640,000	△240,000

平成29年度特別会計・企業会計予算

(単位：千円)

会計名	平成29年度予算	平成28年度予算	比較
1 国民健康保険	4,265,000	4,211,000	54,000
2 後期高齢者医療	394,000	388,000	6,000
3 介護保険	2,739,000	2,552,000	187,000
保険事業	2,724,592	2,532,882	191,710
介護サービス事業	14,408	19,118	△4,710
4 下水道事業	1,071,000	1,035,200	35,800
5 土地造成事業	1,000	1,300	△300
水道事業			
収益的収入	494,000	486,000	8,000
収益的支出	467,600	486,000	△18,400
資本的収入	216,503	189,637	26,866
資本的支出	379,287	350,461	28,826

なお、予算執行にあたり町理事者に次の事項について申し入れすべきと合意があったので、付帯意見等として申し入れをする。

4. 付帯意見等

本年度の一般会計予算は、前年度の一般会計予算(以下「前年度予算」という。)と比較して240,000千円、1.9%の減少となっている。

歳入では、町税で前年度予算と比較して137,336千円増加しており、主に町民税が51,636千円、固定資産税が67,220千円、軽自動車税が8,248千円、たばこ税が4,559千円、入湯税が5,673千円増加している。地方譲与税交付金は6,600千円、株式等譲渡所得割交付金は8,200千円、地方消費税交付金は5,900千円、ゴルフ場利用税交付金は500千円、自動車取得税交付金は6,700千円、地方特例交付金は1,500千円、使用料及び手数料は5,275千円、道支

出金は63,066千円、財産収入は4,039千円、寄附金は40,000千円、諸収入は33,601千円、それぞれ増加しているもの、利子割交付金は1,800千円、配当割交付金は5,500千円、ゴルフ場利用税交付金は500千円、自動車取得税交付金は6,700千円、地方特例交付金は1,500千円、使用料及び手数料は5,275千円、道支

出金は63,066千円、財産収入は4,039千円、寄附金は40,000千円、諸収入は33,601千円、それぞれ減少し、前年度予算と比較し95,477千円多い885,168千円、諸収入は33,601千円、それぞれ増加の主な理由は、扶助費等の義務的経費は、扶助費等の義務的経費の増加、合同納骨塚整備工

事、道の駅整備事業、大中山小学校改築工事等の投資的事業によるものとなっている。総体では、自主財源の増加や歳出における特定財源の確保により、一般財源の圧縮を図るとともに交付税算入のある起債の借入れを行う等、将来負担の軽減を図ってはいるが、大型事業が継続することにより経常収支比率が48ポイント上昇し、99.1%となる等、町財政の硬直化が進んでいる。大型事業が継続されていることから、国・道費のみならず、各種特定財源の確保に最大限の努力をするほか、予算の執行にあたっては、常に経費の見直しを行い慎重かつ効率的に執行することを強く望むものである。

減らそうるロケ!

監査報告

定期監査報告

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果について下記のとおり報告する。

◇監査の対象

地域要援護者支え合い事業に関する事務の執行について

◇監査の目的

平成27年度における地域要援護者支え合い事業に関する事務の執行及び事業の管理が適正かつ効率的に執行されているかを検証することを目的として監査を行った。

◇監査の期間

平成29年1月20日から2月23日まで

◇監査の方法

監査にあたっては、担当課から提出された資料及び関係書類について説明を聴取し、その後事業の委託契約者である七飯町社会福祉協議会において、管理している諸帳簿等の関係書類について抽出により内容を検査の上、関係職員から説明

◇監査の結果

を聴取して監査を行った。
 (1) 事業の概要について
 地域要援護者支え合い事業とは、七飯町が七飯町社会福祉協議会に委託している事業であり、高齢者及び障害者等の世帯に対し、これらの者の自立を図り、住み慣れた家で人々に囲まれながら健康で安心して生活

事業の額及び事務手続き

当初委託契約年月日及び金額	平成27年4月1日 8,495,000円
委託期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
委託契約者	七飯町本町4丁目8番1号 社会福祉法人 七飯町社会福祉協議会 会長 大竹 幸次郎
事業実施計画書提出年月日	平成27年 5月28日
変更委託契約年月日及び金額	平成27年12月30日8,856,000円 (361,000円増額)
委託料概算払額	7月請求 2,126,000円
	10月請求 2,123,000円
	1月請求 2,123,000円
	3月請求 2,484,000円
	合計 8,856,000円
実績報告書提出年月日	平成28年3月31日 ○七飯町社会福祉協議会への委託料交付額 (人件費、事業費含む)8,856,000円 (別表2のとおり) 上記のうち町内会へ助成した額 5,162,000円 (別表3のとおり)
委託契約確定年月日及び金額	平成28年3月31日 8,856,000円

別表2 地域要援護者支え合い事業委託料交付額一覧 (平成27年分)

支出項目	内容	委託料(円)
人件費	職員賃金等	2,492,000
事業費	一般経費	1,202,000
	町内会事業助成金	5,162,000
合計		8,856,000

別表3 町内会別事業費一覧

No.	町内会名	事業費額:円	No.	町内会名	事業費額:円	No.	町内会名	事業費額:円
1	本町中通り町内会	85,000	26	鳴川協和町内会	10,000	51	松並町内会	0
2	本町下通り町内会	132,000	27	東鳴川町内会	0	52	にんにく沢町内会	160,000
3	七飯町中央親交会	71,000	28	飯田町町内会	0	53	松の木町内会	291,000
4	本町和町内会	40,000	29	緑町町内会	115,000	54	大川十字街町内会	47,000
5	南本町町内会	256,000	30	鶴野町内会	0	55	大川美園町内会	614,000
6	本町西部町内会	101,000	31	石山町内会	0	56	中野町内会	105,000
7	仲よし町内会	77,000	32	鳴川高台団地町内会	129,000	57	中島町内会	0
8	正覚寺通り町内会	72,000	33	田園通り町内会	0	58	豊田町内会	0
9	本町寿町内会	29,000	34	カメリアタウン町内会	0	59	大沼公園親和会	169,000
10	本町駅前町内会	139,000	35	桜町第1町内会	0	60	大沼親交会	192,000
11	本町三百睦会町内会	39,000	36	桜町第2町内会	0	61	大沼第1町内会	71,000
12	桜団地町内会	0	37	桜町第3町内会	25,000	62	吉野山町内会	0
13	見晴町内会	64,000	38	桜町第4町内会	55,000	63	川尻親交会	194,000
14	桜丘町内会	0	39	飯田町第1町内会	0	64	軍川親交連合会	45,000
15	本町上台団地町内会	38,000	40	桜B団地町内会	0	65	東大沼町内会	0
16	本町上台町内会	0	41	高見町内会	63,000	66	西大沼町内会	25,000
17	アカシヤ町内会	15,000	42	武佐川町内会	30,000	67	南藤城町内会	147,000
18	南本町第一町内会	0	43	上大中山町内会	5,000	68	上藤城町内会	47,000
19	本町町内会	66,000	44	大川町内会	5,000	69	グリーンタウン藤城町内会	10,000
20	本町中央町内会	23,000	45	大中山中央町内会	181,000	70	藤城中央町内会	0
21	本町高台町内会	37,000	46	上湯出川町内会	145,000	71	青葉台町内会	0
22	公営桜団地町内会	0	47	湯出川団地町内会	129,000	72	藤城北町内会	43,000
23	光陽団地町内会	0	48	大中山湯出川町内会	74,000	73	藤城町内会	0
24	西部鳴川町内会	117,000	49	北大川町内会	94,000	74	峠下連合町内会	47,000
25	鳴川中央町内会	380,000	50	東大川町内会	114,000			

できるまちづくり運動を進めるため、地域と行政と関係団体が連携し、見守り活動、ネットワーク活動及び健康づくり活動等を実施している。

(2) 対象者及び費用
 この事業を利用できる要援護者とは、町内に住所を有し、かつ、在宅で居住して

行わせることができ、実施費用については別表1に定める事業基準額表に基づき当該事業者へ支払うものとしている。

増やそう資源!

いる者で、次の各号のいずれかに該当する者であり、要援護者の費用負担は無料としている。

- ①ひとり暮らしの高齢者
- ②高齢者のみの世帯に属する者
- ③ひとり暮らしの障害者
- ④障害者のみの世帯に属する者
- ⑤高齢者と障害者のみの世帯に属する者
- ⑥その他、民生委員・児童委員が要援護者と認めた者

（３）事業の額及び事務手続き
平成27年度 地域要援護者
支え合い事業委託料
8,856,000円
74町内会のうち50町内会で
事業を実施 事業費合計
5,162,000円

◇監査の意見

監査の結果、平成27年度の地域要援護者支え合い事業に関する事務の執行及び事業の管理は、関係書類及び支出証拠書類等を照合した結果、適正に行われているものと認められた。
少子高齢化の進行や生活様式の変化に伴って、地域や家庭の状況は大きく変容し、地域における孤立死や引きこもり、経済的な困窮

や低所得の問題、虐待や権利擁護の問題などの生活課題は、病気や高齢等の生活環境の変化が理由で、だれもが要援護者になりうる状況になっていくといえる。これらを解決するには、行政だけでなく、地域住民相互の助け合い・支え合い活動を推進していくことが重要であると考えられる。

地域要援護者支え合い事業は、平成27年度は町内会より年度途中で多くの追加申込みがあったため委託料を変更しており、町内会が事業を活用している結果であるといえる。平成21年度開始から今年で8年が経過しており、事業の内容によつては他の福祉サービスと重複しているものが見受けられるため、今後は利用者にとつてより良いものになるよう事業内容の見直しが必要となる時期である。

七飯町社会福祉協議会においては、住民参画による地域福祉活動を援助し、住民が住み慣れた町で安心して暮らせるよう今後も事業を継続し、未実施の町内会青年団体、ボランティア団体をサポートすることにより、事業が全町内に浸透することを望むものである。

監査報告

行政監査報告

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果について下記のとおり報告する。

◇監査の対象

七飯町が関与する公金以外の現金及び通帳等の取扱について

◇監査の目的

七飯町においては、職務の關係上、町の歳入歳出である公金に属さない任意団体が所有する現金及び通帳等を管理している場合があるが、これらの管理については七飯町財務会計規則等の適用対象外となっている。しかし七飯町職員による公金以外の現金及び通帳等の取扱いは、おいて事故等が発生した場合に、町の責任管理が問われることに

表1 任意団体名等

担当課	件数	任意団体名	決算時残額:円	助成の額
総務財政課	1件	七飯町自衛隊父兄会	151,463	
		七飯町地域公共交通活性化協議会	100	
政策推進課	3件	七飯町北海道新幹線建設促進期成会	132,117	○
		北海道国際交流センター七飯支部	402,490	
		七飯町交通安全推進委員会	520,243	○
住民課	3件	七飯町交通安全指導員会	122,363	○
		函館中央地区暴力追放運動推進協議会七飯支部	37,527	
		七飯町有害鳥獣駆除会	199,866	○
環境生活課	3件	大沼ラムサール協議会	144,806	○
		赤松街道を愛する会	41,747	
		七飯町民生委員児童委員協議会	24,627	○
福祉課	2件	日本赤十字社七飯分区分	207,794	
		ななえ倶楽部	1,222,020	
商工観光課	4件	函館大沼国際クロスカントリーフェスティバル実行委員会	295,772	
		大沼体験観光づくり実行委員会	882,306	○
		ななえ町物産振興協議会	774,167	○
		七飯町地域担い手育成総合支援協議会	215,557	○
農林水産課	11件	アグリネットななえ	48,424	
		七飯町家畜自衛防疫組合	394,450	
		大沼べこっ子まつり実行委員会	0	○
		仁山農地管理組合	1,530,996	○
		大中山農地管理組合	3,153,700	○
		桜町農地管理組合	444,656	○
		七飯中須田農地管理組合	333,518	○
		藤城農地管理組合	177,012	○
		大沼農地管理組合	2,376,564	○
		豊田農地管理組合	1,414,752	○
		学校教育課	1件	三木町小学生との交流事業実行委員会
七飯町学校給食センター運営委員会(JA口座)	258,930			
学校給食センター	2件	七飯町学校給食センター運営委員会(函信口座)	6,481,396	
		七飯町地域こども会育成連絡協議会	24,361	○
生涯教育課	4件	七飯町文化協会	284,893	○
		七飯町文化団体協議会	600,820	
		七飯町文化協会(事業基金)	2,200,955	
スポーツ振興課	7件	七飯町体育協会	166,000	○
		七飯町スポーツ少年団本部	127,611	○
		トルナーレチャレンジカップ実行委員会	3,704	○
		ななえスポーツクラブぶらっと	407,842	○
		トルナーレ小学生親善サッカー大会実行委員会	34,049	
		三木町小学生スポーツ交流事業実行委員会	64,636	○
		大沼湖畔駅伝競走大会実行委員会	405,399	
農業委員会	2件	七飯町農業委員協議会	245,565	
		渡島地方農業委員会連合会	212,208	○
議会事務局	2件	七飯町議会議員会	563,267	
		七飯町森林・林業・林産業活性化推進議員連盟	50,439	
合計	45件		27,381,112	

◇監査の期間

平成29年1月20日から2月23日まで

◇監査の方法

監査にあたっては、全課にあらかじめ指定した様式による監査資料の提出を求め、提出された監査資料をもとに関係書類等の監査を行うとともに、公金以外の現金及び通帳等を取扱っている課、件数

◇監査の結果

公金以外の現金及び通帳等を取扱っている課、件数

の検証を行うものである。及び任意団体名等は表1のとおりである。

決算時の残高が100万円を超える任意団体の主な理由は以下のとおりである。

- ななえ倶楽部…会員からの会費が主な収入であるが繰越金が多いため
- 農地管理組合…農地維持支払事業の管理通帳であるため
- 七飯町学校給食センター運営委員会…学校給食費納入通帳であるため
- 七飯町文化協会(事業基金)…積立金納入通帳であるため

減らすべく努力！

増やそう資源!

任意団体の管理体制調査概要は表2のとおりである。

表2 任意団体の管理調査概要

項目	有(件)	無(件)
通帳、印鑑の複数担当者の別管理の有無	45	0
通帳、現金及び印鑑の施設可能場所での保管の有無	45	0
キャッシュカードの作成の有無	0	45
会則、規約などの有無	44 (2閉鎖予定)	1 (1閉鎖予定)
監査の有無	44 (2閉鎖予定)	1 (1閉鎖予定)
決算書作成の有無	42 (1閉鎖予定)	3 (2閉鎖予定)
収入簿、支出簿などの出納整理簿の整理の有無	42	3 (3閉鎖予定)
請求書や領収書の整理の有無	43 (1閉鎖予定)	2 (2閉鎖予定)
任意団体事務の外部化を検討の有無	10	35

◇監査の意見
七飯町職員が職務の関係上、町の歳入歳出である公金に属さない任意団体が所有する現金及び通帳等を取扱っている件数は45件で、平成27年度決算時の通帳残高は合計27,381,112円であった。

これらの現金は公金でないことから、地方自治法及び七飯町財務会計規則の適用がなく、会計管理者の審査対象外である。そのため、この取扱いに関する統一的な基準や規則等はなく、所管課の裁量に委ねられているのが実態である。

しかし、七飯町職員がこれらの現金及び通帳等を取扱う際には、公金と同様に適正に管理しなければならず、管理上の問題があれば七飯町がその責任を問われるのは当然である。特に最近、他の自治体において、職員によるこれらの現金の横領事件が起きており、当町においても事件・事故を未然に防ぐ対策が必要である。今回の監査の結果、決算書を作成しておらず出納整理簿と通帳のみで管理していた任意団体があつたが、公金と同様に厳正に取り扱うべきであり、事務局の信頼性を担保する意味からも決算書は作成すること。最近の数年間は活動を休止しており、口座閉鎖予定の任意団体においては、3月31日迄に完了すること。また、規約の中に会計年度を明記していない任意団体が見受けられたため改善すること。会計年度内で入金、支払を完了すること等を該当する担当課に申し入れている。

鑑の管理は別人とし、施設できる保管庫等に保管することを継続するとともに、人事異動等の際は引き継ぎを徹底し、取扱いについては細心の注意を払い事務の執行に努めていただきたい。

また、庁舎内に任意団体の事務局を設置していることについては、町の業務との関連が密接で効率的に事務を遂行することができるとの理由から合理性があると考えられるが、自立運営でできる任意団体においては、事務の外部化を検討し、職員の現金管理のリスクを減らすことを望むものである。

例月出納検査

一般会計、各特別会計、水道事業会計、歳入歳出外会計及び各基金に係る現金、預金等の出納保管状況を次のとおり検査した。

- 平成28年11月分を
12月26日、27日、29日
- 平成28年12月分を
1月26日、27日、31日
- 平成29年1月分を
2月24日、27日、28日

検査結果

現金、預金等の金額並びに提出された収支計算書その他の資料に記載された金

監査委員

横 永
田 田
有 英
一 利

額は、いずれも関係帳簿等の金額と一致し、計数上の誤りは認められなかった。

議会を傍聴しませんか。

役場1階ギャラリーでライブ中継しています。

平成29年第2回定例会は6月19日(月)午前10時から開催を予定しています。議会では開かれた議会活動を目指して、多くの方々の傍聴を望んでいます。



平成29年 定例会・臨時会出席状況一覧表

開会日	横田 有一	川村 主税	小松 義光	上野 武彦	平松 俊一	畑中 静一	中島 勝也	佐野 史人	木下 敏	青山 金助	長谷川 生人	川上 弘一	池田 誠悦	坂本 繁	中川 友規	田村 敏郎	神崎 和枝	坂田 邦彦
	3月 2日	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月 3日	△	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月 6日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月 7日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月 22日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※凡例 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引